

第2期 白岡市 子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度

～みんなで頑張る ^{つく}こどもの未来～



令和2年3月
白岡市

～はじめに～

我が国では、核家族化の進行や共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化、児童虐待の深刻化などの子育て家庭を取り巻く状況の変化により、子育ての負担感や不安感、孤立感を抱く方が増えており、子ども・子育て支援は極めて重要な政策課題となっております。

本市における子ども・子育て支援施策につきましては、平成27年3月に「白岡市次世代育成支援行動計画」と一体化した「白岡市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもを産み育てやすい環境の整備を推進するとともに、その充実に努めているところです。

この間、子育てにやさしいまちとして、「子ども医療費支給年齢を18歳まで拡大」、「生涯学習センター〔こもれびの森〕の建設」及び「子育て世代包括支援センターの設置」など、着実に成果を上げてまいりました。

このたび、「白岡市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了を迎えることに伴い、子育てをめぐる地域や家庭状況の変化に的確に対応し、子ども・子育て支援施策を一層推進するために、「第2期白岡市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画では、前計画に掲げた各種取組を引き継ぎ、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を目指すとともに、安心して子どもを産み、子育てが楽しいと感じ、未来を担う子どもが心豊かに成長できる環境を地域社会全体でつくりあげていくことを目標に掲げております。

今後、この計画を推進し、家庭や地域に子どもを中心とした笑顔があふれる社会を実現するためには、市民の皆様と力を合わせて取り組むことが重要でありますことから、引き続き、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、アンケート調査やパブリックコメント等を通して貴重な御意見を賜りました市民の皆様、熱心に御協議いただきました白岡市児童福祉審議会委員の皆様及び市議会議員の皆様に心からお礼申し上げます。

令和2年3月

白岡市長 小島 卓



目 次

I 序論・現況編

第1章 計画策定に当たって	3
1 計画の背景	3
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	4
第2章 白岡市の子ども・子育ての現状	5
1 白岡市の概況	5
2 子ども・子育てをめぐる現況	8
3 将来人口	13
4 アンケート調査結果の概要	15
5 本市における子ども・子育て支援の課題	27

II 計画編

第1章 計画の基本的な考え方	31
1 計画の基本理念と目標像	31
2 計画の基本目標	32
3 施策体系	33
第2章 施策の展開	34
基本目標1 子どもが安心して成長できる地域づくり	34
基本目標2 子どもの健康と福祉の地域づくり	42
基本目標3 子どもが個性豊かに育つ教育力づくり	54
基本目標4 子育て家庭が住みよい地域づくり	62
第3章 子ども・子育て支援事業の推進	71
1 子ども・子育て支援事業とは	71
2 教育・保育の量の見込みと確保方策及び実施時期	73
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策及び実施時期	75
4 放課後の活動支援（新・放課後子ども総合プラン）	81
第4章 計画の推進に向けて	82
1 計画の推進体制	82

III 資料編

資料1 白岡市児童福祉審議会条例	87
資料2 白岡市児童福祉審議会委員名簿	89
資料3 白岡市児童福祉審議会答申	90
資料4 計画策定までの経過	91



I 序論・現況編

第 1 章 計画策定に当たって

1 計画の背景

現在、我が国では少子化や、待機児童問題、核家族化、地域のつながりの希薄化に伴う子育て家庭の孤立化などが問題となっています。

こうした子ども・子育てを取り巻く社会情勢を踏まえ、平成 24 年には新たな支援制度を構築していくため「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。平成 27 年度からは「子ども・子育て関連 3 法」に基づいた、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が施行され、スタートするに当たり、本市では平成 27 年度から平成 31 年度を計画期間とした「白岡市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。計画期間内では、子どもの健やかな成長のために適切な環境が確保されるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保し、それに関連する業務の円滑な実施を図ってきました。

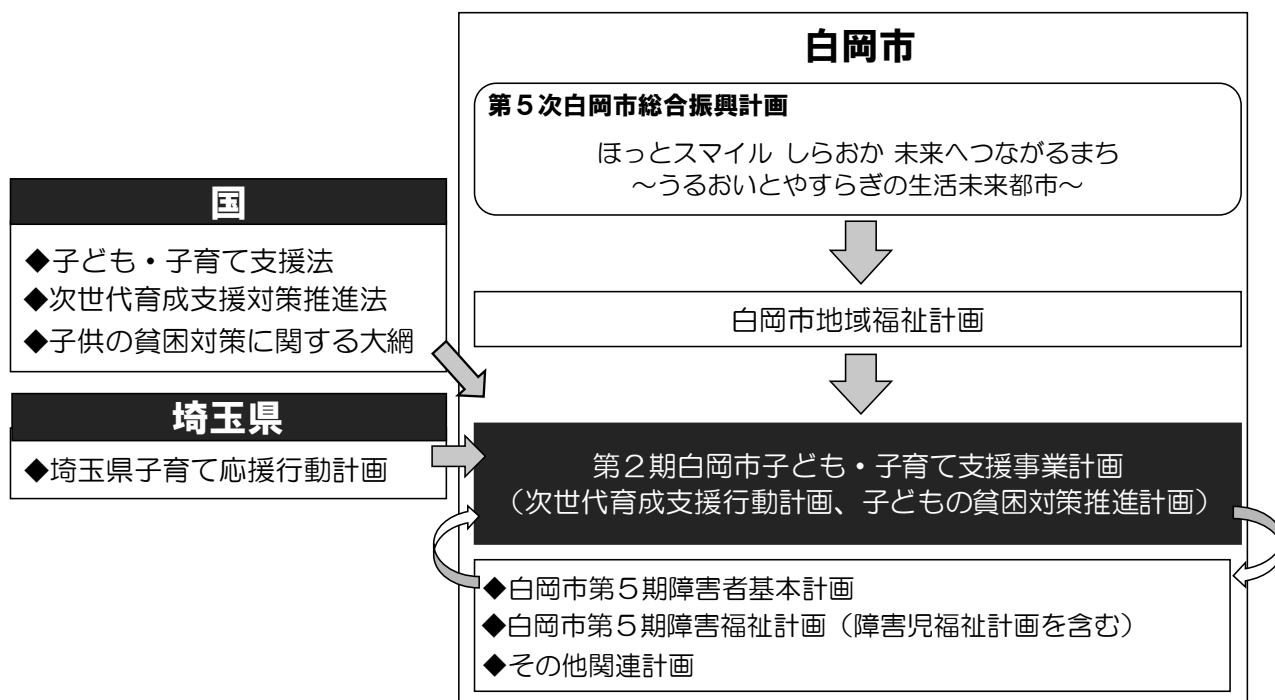
また、今回の策定では、前記の項目に対する取組の継続と推進に加え、前回の計画期間内に新たに制定された制度や関連政策の動向などを踏まえ、幾つかの項目を施策へ反映することが求められており、「新・放課後子ども総合プラン」（平成 30 年 9 月 14 日公表）内で言及されている育児支援・女性の就業支援を目的とした「小 1 の壁」・「待機児童」の解消や児童福祉法改正などを受けた児童虐待防止対策等の見直し、そのほか「子どもの貧困対策」などの項目について検討していく必要があります。

以上のことを踏まえて、子ども・子育て支援に関する取組を総合的に推進するべく、令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とする「第 2 期白岡市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。また、本計画は次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」を継承する計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律及び子供の貧困対策に関する大綱を踏まえた計画として策定します。さらに、市の最上位計画である「第5次白岡市総合振興計画」の個別分野計画として策定します。

このほか、県や市の各種関連計画との整合・連携を図ります。



3 計画の期間

本計画の計画期間を、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
					第2期白岡市子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)				
白岡市 子ども・子育て支援事業計画 平成27年度-平成31年度/令和元年度									
	白岡市 地域福祉計画 平成28年度-令和2年度								
第5次白岡市総合振興計画基本構想 (平成24年度-令和3年度)							第6次白岡市総合振興計画基本構想 (令和4年度-令和13年度)		
第5次白岡市総合振興計画 前期基本計画 (平成24年度-平成28年度)		第5次白岡市総合振興計画 後期基本計画 (平成29年度-令和3年度)					第6次白岡市総合振興計画 前期基本計画 (令和4年度-令和8年度)		

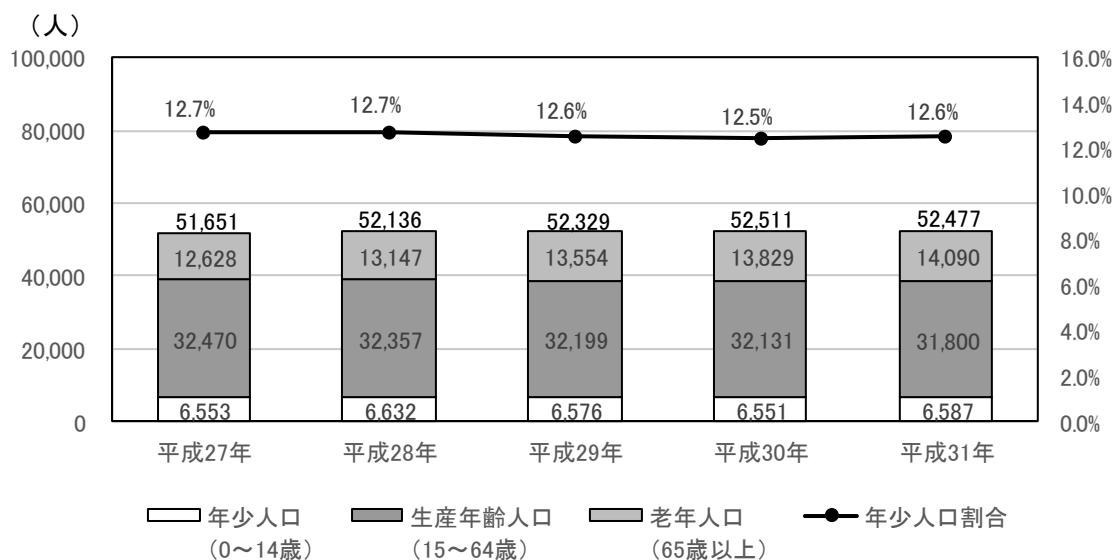
第2章 白岡市の子ども・子育ての現状

1 白岡市の概況

(1) 総人口・年齢階層別人口の推移

本市の人口を見ると、平成27年から平成30年にかけては増加傾向となっていますが、平成30年から翌年の平成31年にかけてはやや減少となっています。平成27年の51,651人から、4年間で8,266人増加しており、平成31年は52,477人となっています。

図表 白岡市の人口の推移



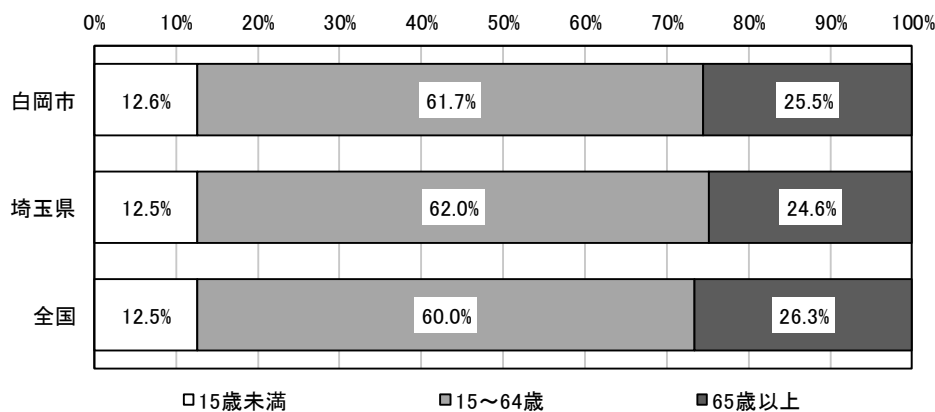
資料：白岡市住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 年齢3区分別人口構成比の推移

平成27年における本市の年齢3区分人口構成比を県や全国と比較すると、15歳未満の人口比の割合は、県や全国より、わずかに高くなっています。15～64歳の割合は県と比較するとやや低くなっているものの、全国より高くなっています。65歳以上の割合は県と比較すると高くなっているものの、全国より低くなっています。

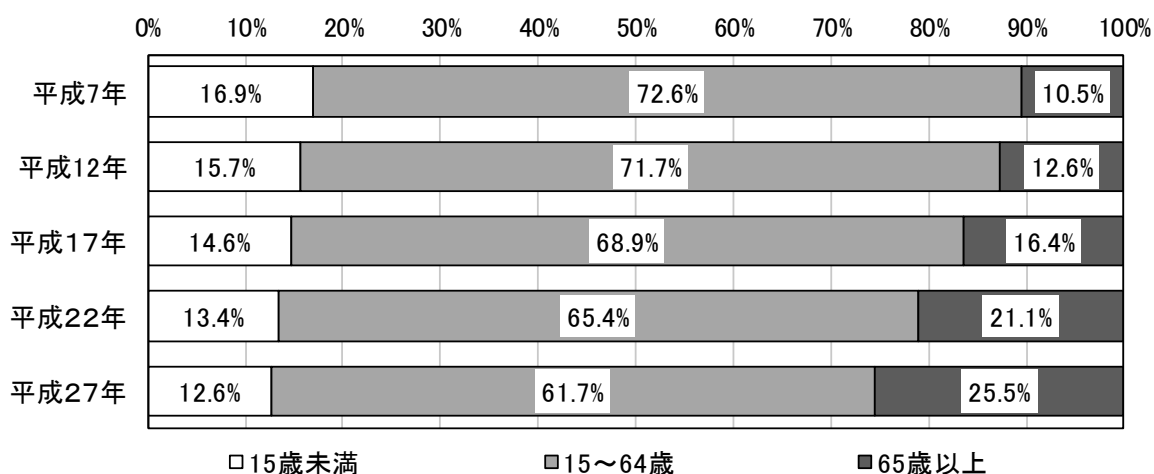
本市の年齢3区分別人口構成比の推移を見ると、15歳未満の割合は、平成7年から平成27年にかけて低下しており、20年間で4.3ポイント減少となっています。15～64歳の割合も平成7年から平成27年にかけて低下しており、10.9ポイント減少しています。一方で、65歳以上の割合は、平成7年から平成27年にかけて上昇しており、15ポイント増加しています。平成27年では、15歳未満の割合が12.6%、15～64歳が61.7%、65歳以上が25.5%となっており、少子高齢化が進んでいます。

図表 平成27年における県と全国と比較した年齢3区分別人口構成比



資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）

図表 白岡市の年齢3区分別人口構成比の推移

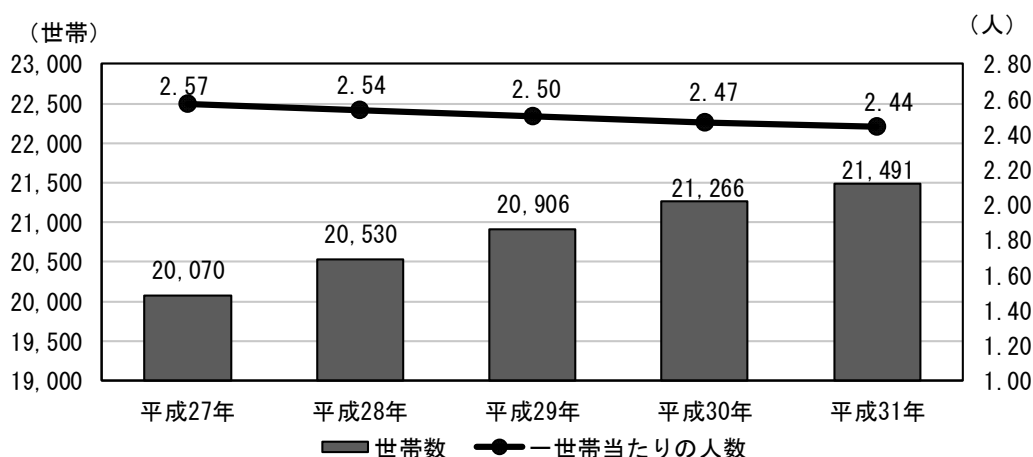


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 世帯数・一世帯当たりの人数の推移

本市の世帯数は、平成27年から平成31年にかけて増加しています。平成31年は21,491世帯となっており、平成27年からの4年間で1,421世帯増加しています。一世帯当たりの人数を見ると、平成27年から平成31年にかけて減少傾向となっています。平成27年からの4年間で一世帯当たり0.13人の減少となっており、平成31年は2.44人となっています。

図表 白岡市の世帯数・一世帯当たりの人数



資料：白岡市住民基本台帳（各年4月1日現在）

(4) 一般世帯の構成

本市の平成27年における一般世帯¹の構成を見ると、核家族世帯における夫婦のみ世帯、夫婦と子ども世帯、3世代世帯、その他世帯の割合が県に比べて高くなっています。また、本市の平成22年と比較して見ると、ひとり親と子どもの世帯、ひとり暮らし世帯、夫婦のみ世帯の割合が高くなっています。一方で3世代世帯の割合は低くなっています。

図表 一般世帯の構成の割合

	白岡市		埼玉県
	平成22年	平成27年	平成27年
核家族世帯	70.0	68.6	61.5
夫婦のみ	22.0	22.8	20.7
夫婦と子ども	39.7	37.1	31.8
ひとり親と子ども	8.3	8.7	9.0
父親と子ども	1.5	1.6	1.6
母親と子ども	6.8	7.1	7.4
3世代世帯	7.9	6.4	4.7
ひとり暮らし	18.6	21.5	30.5
その他	3.5	3.5	3.3
合計(一般世帯数)	100.0	100.0	100.0

※色が付けてある項目は、割合が県より大きいもの

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

¹ 一般世帯…住居と生計を共にしている人々の集まりで持ち家や借家などの住宅に住む世帯、会社の独身寮に住む単身者や施設等の世帯は含まない。

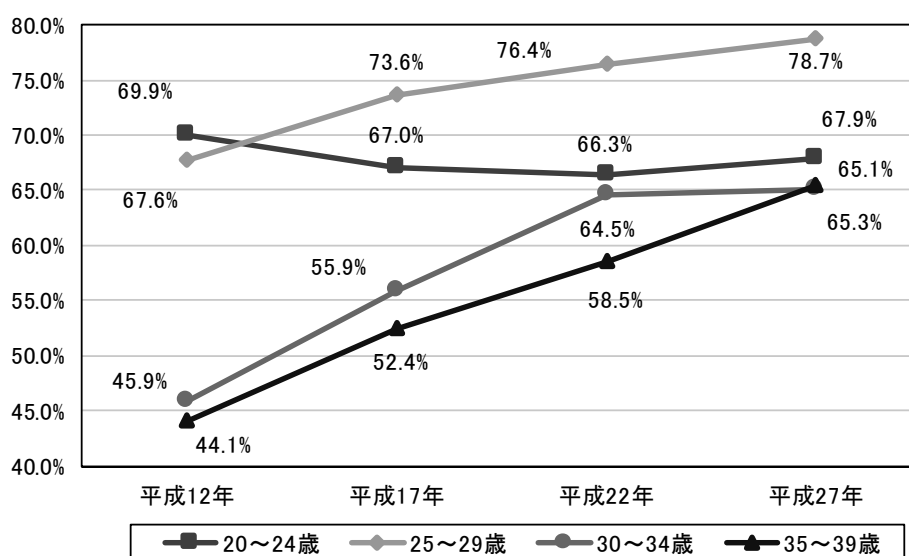
2 子ども・子育てをめぐる現況

(1) 子育て世代女性の就業状況の推移

本市の平成12年から平成27年にかけての、子育て世代女性の就業状況の推移を見ると、25歳～39歳の女性は就業率が増加傾向にあります。一方で20～24歳の女性は就業率が減少傾向となっています。

また、平成27年においては、25歳～29歳の女性の就業率が78.7%と最も多く、次いで20歳～24歳が67.9%、35～39歳が65.3%、30～34歳が65.1%となっています。

図表 子育て世代女性の就業状況の推移



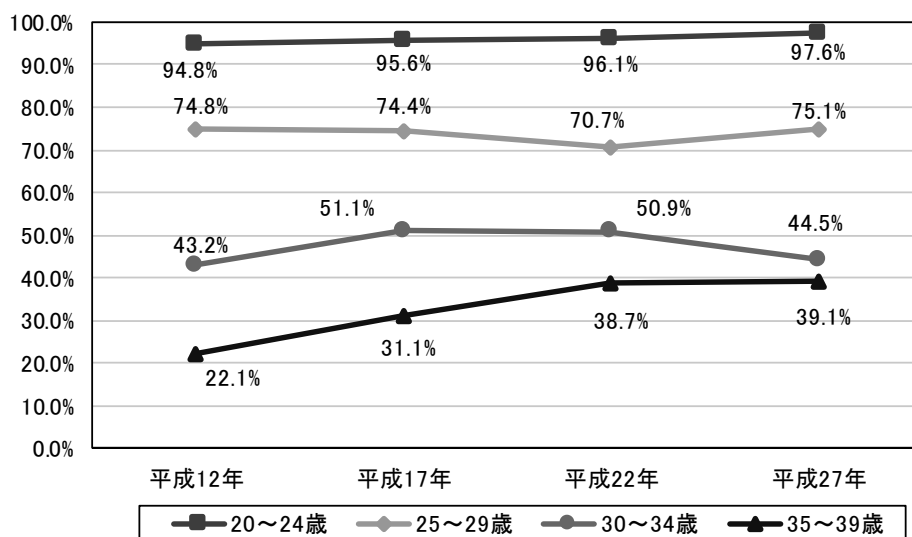
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

（２）子育て世代における年齢別未婚率の推移

少子化をもたらす背景の一つに未婚化・非婚化や晩婚化・晩産化が上げられています。

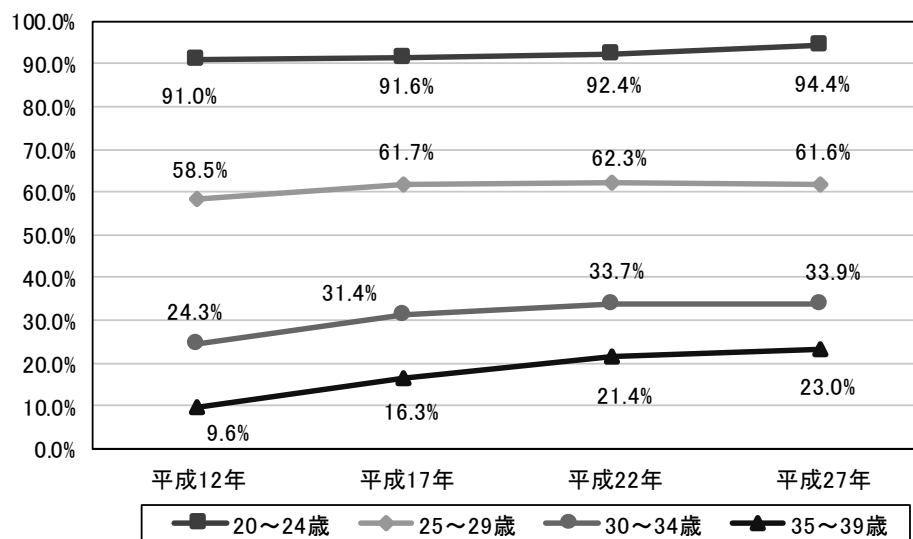
本市においても３５～３９歳の未婚率を男女別に見ると、平成１２年では男性が２２．１％、女性が９．６％でしたが、平成２７年には男性が３９．１％、女性が２３．０％となっています。

図表 子育て世代における年齢別未婚率の推移（男性）



資料：国勢調査（各年１０月１日現在）

図表 子育て世代における年齢別未婚率の推移（女性）



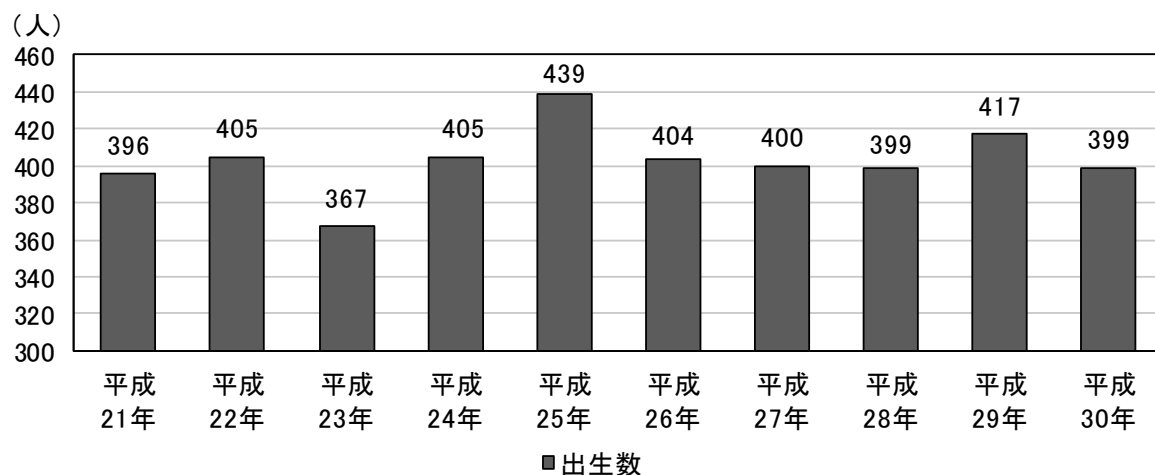
資料：国勢調査（各年１０月１日現在）

(3) 出生数などの状況

本市の出生数を見ると、平成21年から平成30年にかけて、おおむね400人前後で推移しており、平成30年の出生数は399人となっています。

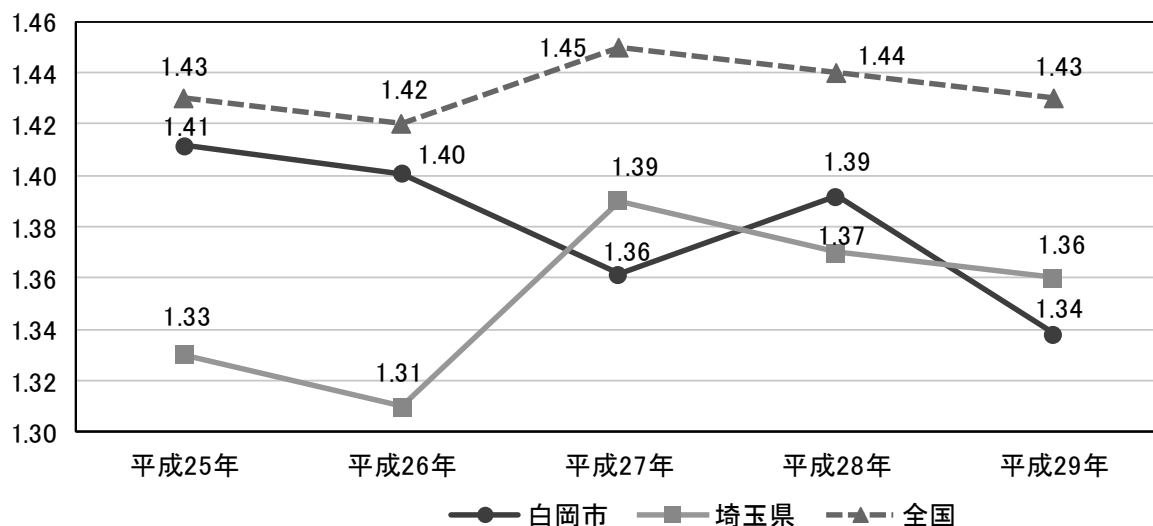
本市の合計特殊出生率¹を見ると、平成25年から平成29年にかけて、減少傾向にあります。また、全国平均と比較すると低い割合となっています。

図表 出生数の推移



資料：白岡市住民基本台帳（各年4月1日現在）

図表 合計特殊出生率の推移



資料：埼玉県人口動態概要（各年1月から12月）

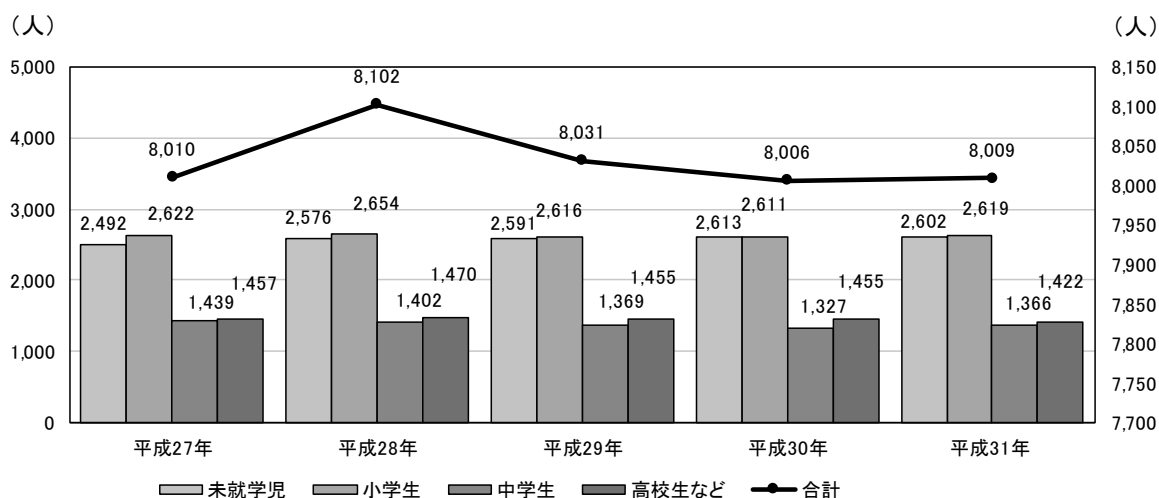
¹ 合計特出生率…1人の女性が出産可能とされる、15歳から49歳までに産む子どもの数の平均。

（４）子どもの数の推移

本市の子どもの数（１８歳未満）は、平成２８年から平成３１年にかけて、減少傾向となっています。

しかし、その内訳を見ると、未就学児の人口は増加傾向となっています。一方で、小学生、中学生、高校生等の人口は減少傾向となっています。

図表 子どもの数の推移



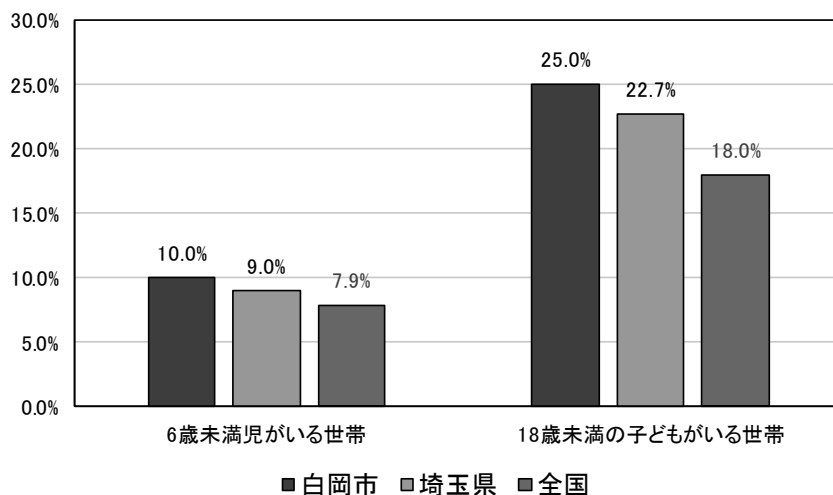
資料：白岡市住民基本台帳（各年４月１日現在）

（５）子どもがいる世帯の割合

本市における平成２７年の６歳未満児がいる世帯の割合は、全体の１０．０％、１８歳未満の子どもがいる世帯の割合は全体の２５．０％となっています。

６歳未満児がいる世帯と１８歳未満の子どもがいる世帯の割合は、どちらも県と全国を上回っています。

図表 子どもがいる世帯の割合



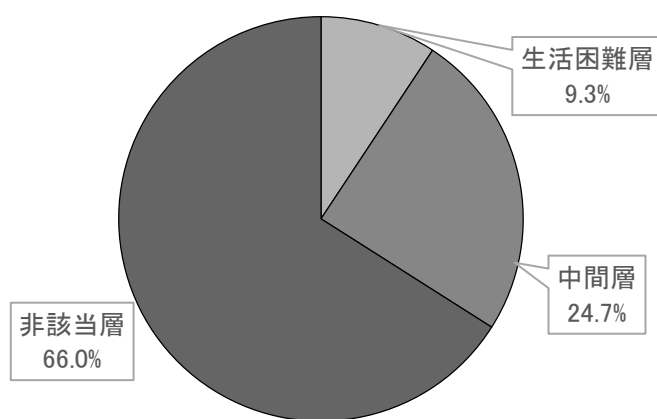
資料：国勢調査（平成２７年１０月１日現在）

（６）全国及び県における子どもの貧困の状況

厚生労働省の実施した国民生活基礎調査によると、全国における１７歳以下の子どもの約７人に１人が貧困状態にあるとされています。ひとり親世帯の５０．８％（２０１５年）は貧困世帯です。

また、埼玉県と埼玉県立大学が共同で実施した県内の「子どもの生活に関する調査」によると母子家庭は父子家庭に比べて貧困率が高い現状があり、母子家庭における生活困難層^１は３９．０％となります。

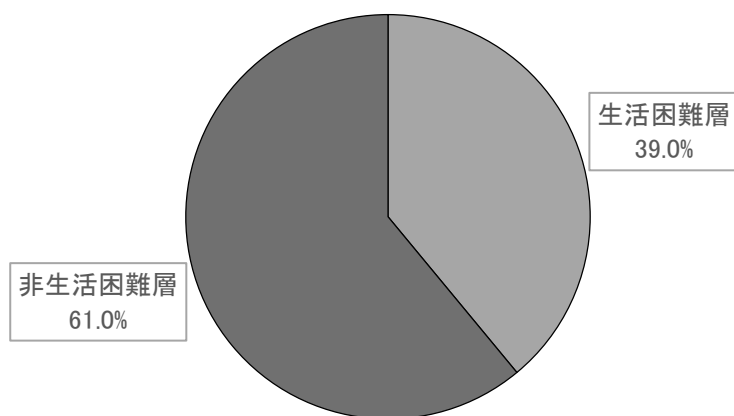
図表 各世帯類型の割合（埼玉県）



（n=24,271）

資料：子どもの生活に関する調査（平成３１年３月）

図表 母子世帯における貧困の割合（埼玉県）



（n=2,171）

資料：子どもの生活に関する調査（平成３１年３月）

^１ 生活困難層…埼玉県と埼玉県立大学が共同で実施した「子どもの生活に関する調査」内で使われている定義であり、所得が国民の「平均値」の半分に満たないかつ、「衣・食・住」という基本的な生活の場面で課題が生じていたり、ライフラインに関わる支払いが経済的な理由から滞っていたりする家庭のこと。

3 将来人口

人口推計の結果によると、令和6年の総人口が53,029人、0～14歳の年少人口が6,666人となり、年少人口割合は平成31年の12.6%からほぼ一定のまま推移すると想定されています。

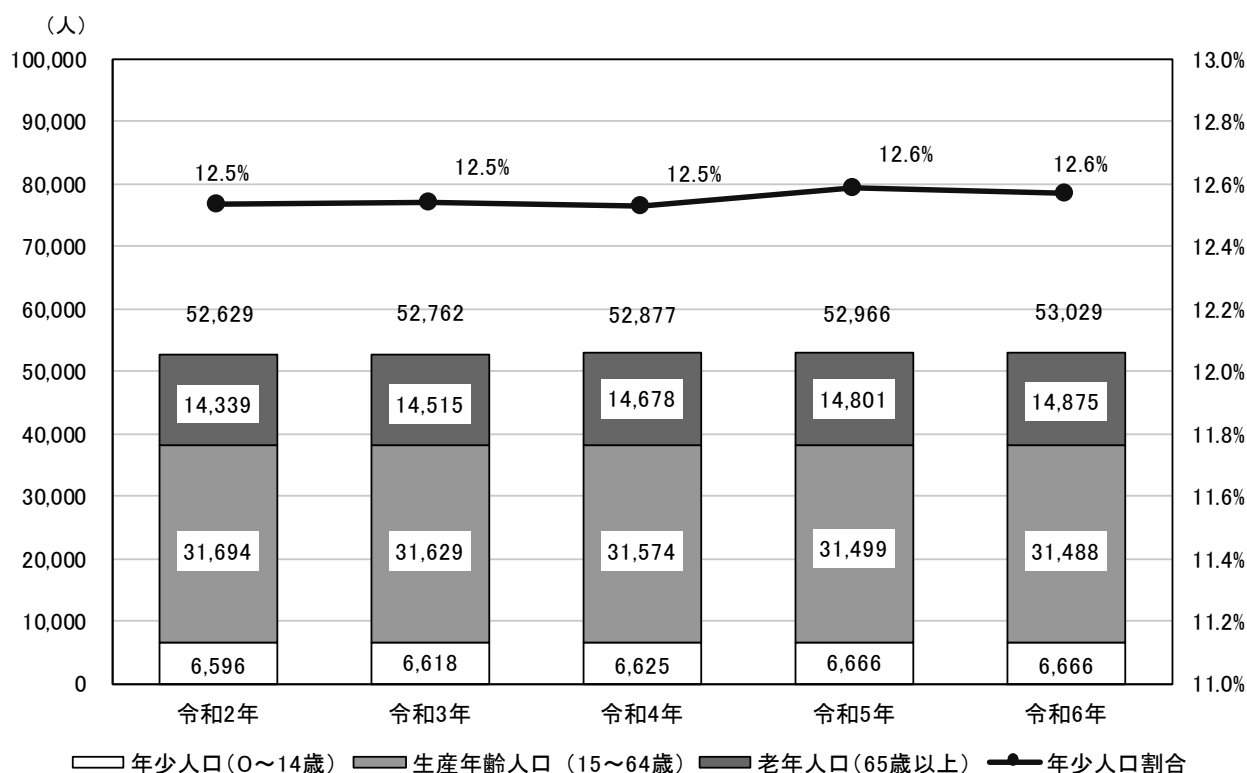
また、子どもの人口は、令和6年の0～5歳の人口が2,528人と推計され、平成31年と比較すると、74人の減少、6～11歳の人口が2,828人と推計され、平成31年と比較すると209人の増加となっています。

※将来人口の推計について

今回の人口推計に当たっては、平成27年～平成31年までの各年4月1日の住民基本台帳データ（外国人のデータを含む）を基に、コーホート変化率法により行いました。

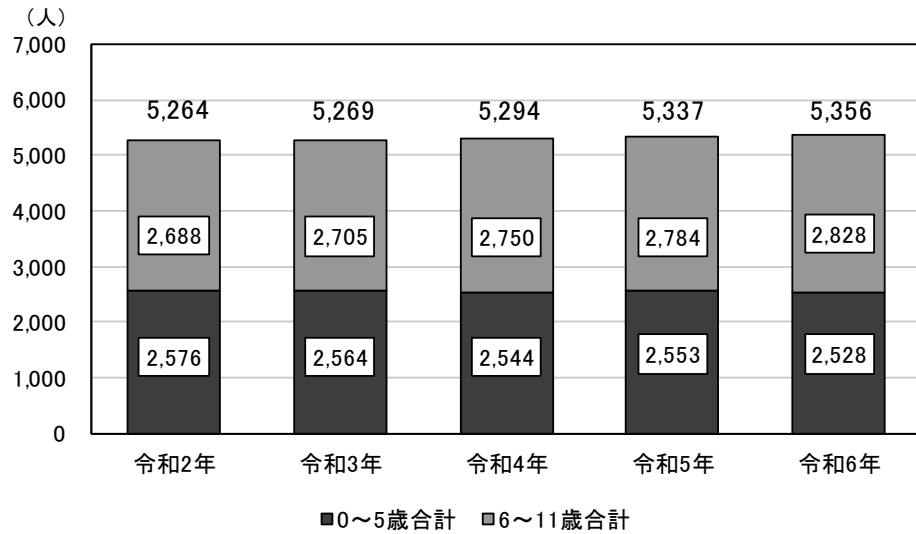
「コーホート」とは、年齢区分ごとの人口集団を意味し、「コーホート法」とは、そのコーホートの時間的変化を基に将来人口を推計する手法です。今回の人口推計では、住民基本台帳データの平成27年から平成31年の1年ごとに、人口を男女別、年齢別（1歳ごと）に区分し、変化率を用いて推計しています。

図表 本計画期間における将来人口推計



資料：白岡市住民基本台帳（各年4月1日現在）より推計

図表 0歳から11歳の児童の推計



資料：白岡市住民基本台帳（各年4月1日現在）より推計

図表 児童の推計

単位：人

	実績値	推計値				
	平成31年 (令和1年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	394	392	393	393	392	389
1歳	434	417	415	416	416	415
2歳	413	440	423	421	422	422
3歳	448	420	448	430	428	429
4歳	447	454	425	454	435	433
5歳	466	453	460	430	460	440
0～5歳計	2,602	2,576	2,564	2,544	2,553	2,528
6歳	459	480	466	473	443	474
7歳	431	460	481	467	474	444
8歳	411	432	461	482	468	475
9歳	436	417	438	467	488	474
10歳	460	439	420	441	470	491
11歳	422	460	439	420	441	470
6～11歳計	2,619	2,688	2,705	2,750	2,784	2,828
0～11歳計	5,221	5,264	5,269	5,294	5,337	5,356

資料：白岡市住民基本台帳（各年4月1日現在）より推計

4 アンケート調査結果の概要

(1) 調査の目的

本計画の策定に当たって、アンケート調査を実施し、白岡市の子育て家庭の実態を把握するとともに、子ども・子育て支援事業に係る事業の利用状況や保護者の潜在的な希望も含めた利用意向を把握しました。

(2) 調査の方法

	内容
調査対象者	市内在住の就学前児童及び小学生の保護者を無作為抽出
調査対象者数	各 1,000 件ずつ
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査実施期間	平成 30 年 10 月 17 日 ～平成 30 年 12 月 15 日

(3) 回収状況

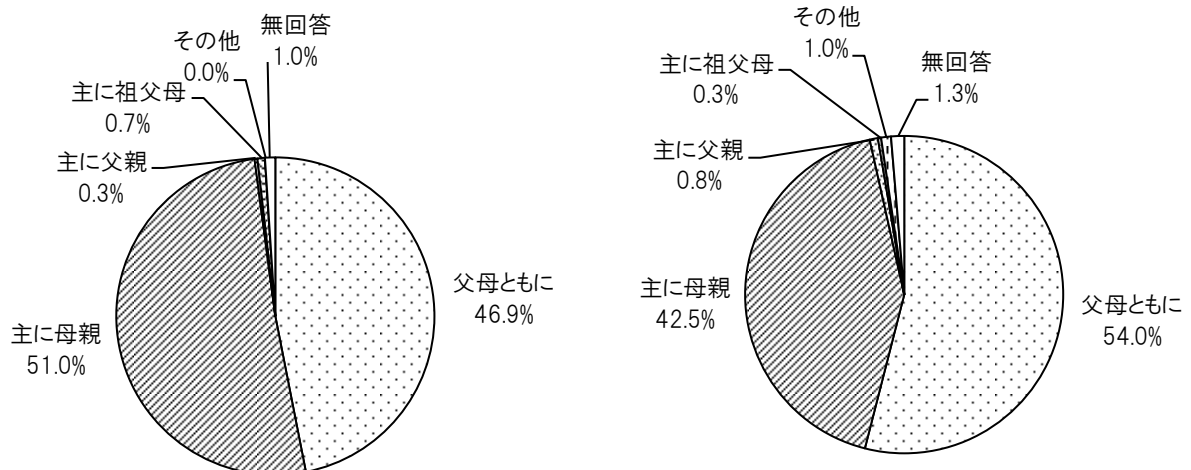
調査名	配布数	回収数	回収率
就学時前児童保護者調査	1,000 件	667 件	66.7%
小学生保護者調査	1,000 件	604 件	60.4%

(4) 調査結果の概要

①子どもと家族の状況について

子どもの人数については、就学前では1人と2人が約8割、小学生では2人と3人が約8割を占めています。子育てをしている人については、就学前では約5割が「主に母親」、小学生では5割強が「父母ともに」と回答しています。就学前では母親中心の意識が、小学生では両親共にという意識が強いことがうかがえます。

図表 主に子育てしている人（左：就学前／右：小学生）

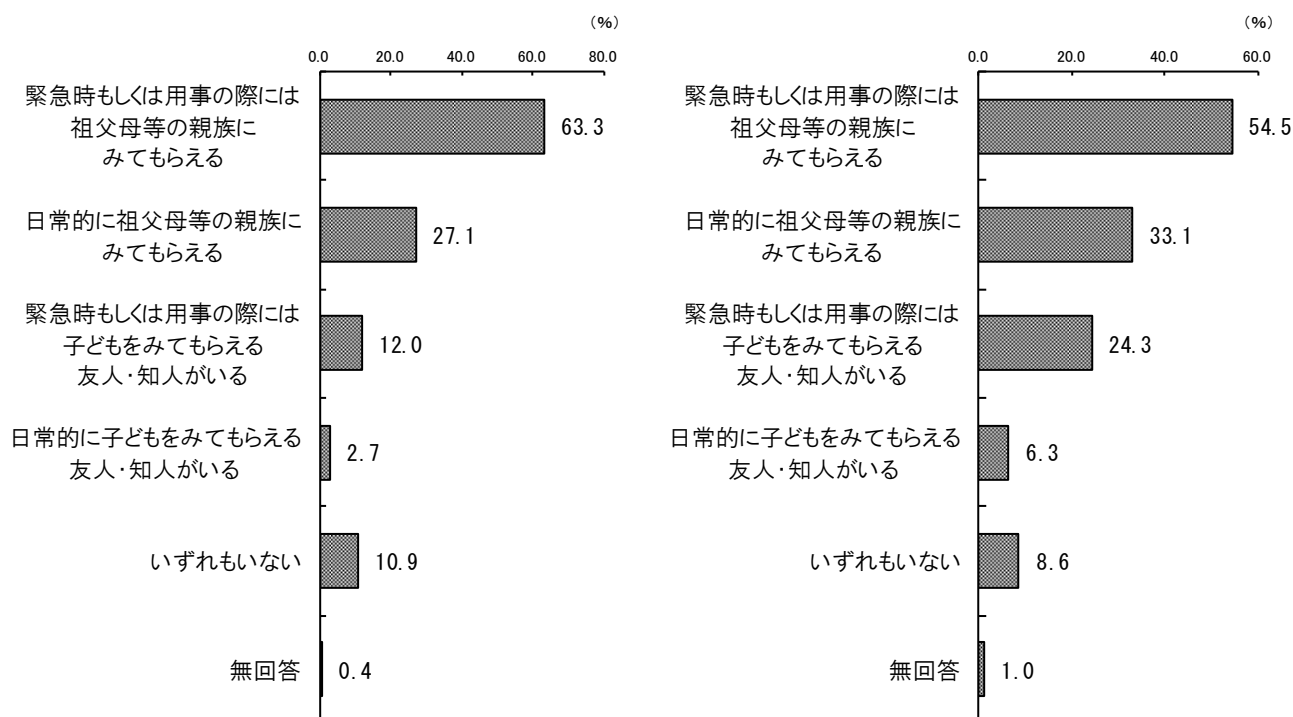


②子どもの育ちをめぐる環境について

日常で、何かの際に子どもの面倒を見てもらえる親族・知人の有無については、就学前、小学生共に9割以上が「いる」と回答しており、「祖父母等の親族」が最も多くなっています。友人や知人の手助けを得ている家庭は、就学前では12.0%、小学生では24.3%で、小学生になると友人・知人の手助けを得ている家庭も多くなっています。

また、9割以上の家庭が、子育ての悩みなどの相談相手として「配偶者（夫又は妻）」「父母（子どもの祖父母）」「友人や知人」の内の誰かを選んでいきます。

図表 子どもを見てもらえる親族・知人の有無（左：就学前／右：小学生）



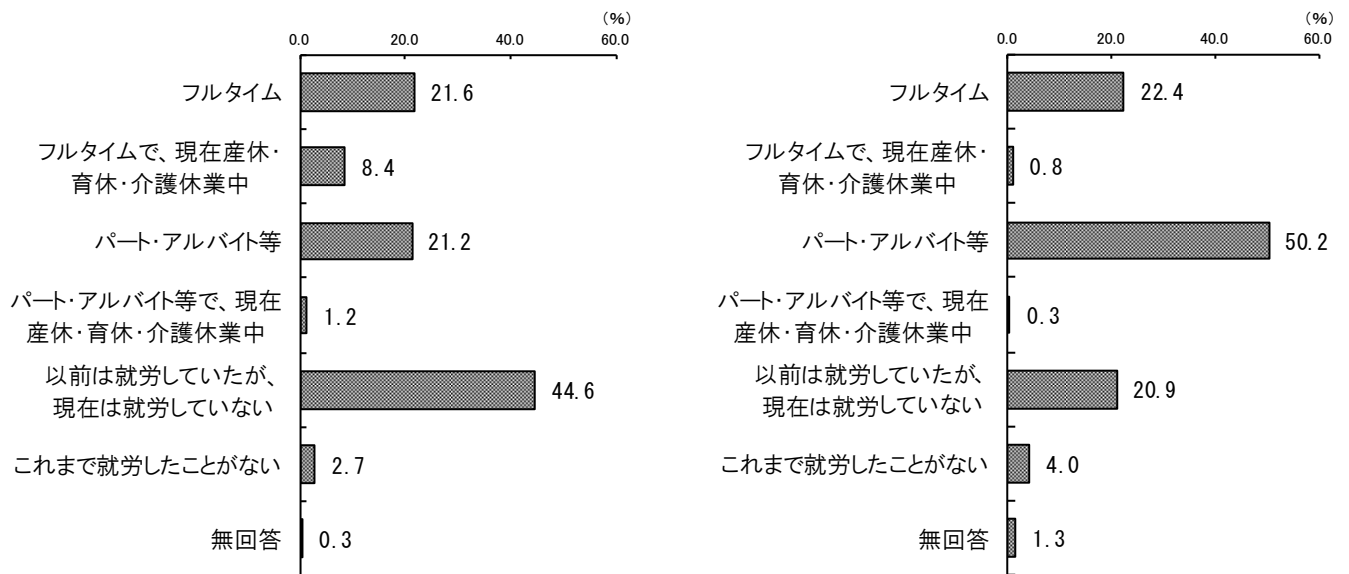
③保護者の就労状況などについて

就学前の子どもを持ちながら就労している母親は、「フルタイム」や「パート・アルバイト等」などを含めて、約5割です。また、子どもが小学生になると就労している母親は約7割となっています。一方で、父親の就労状況は、就学前、小学生共に「フルタイム」が9割以上を占めています。

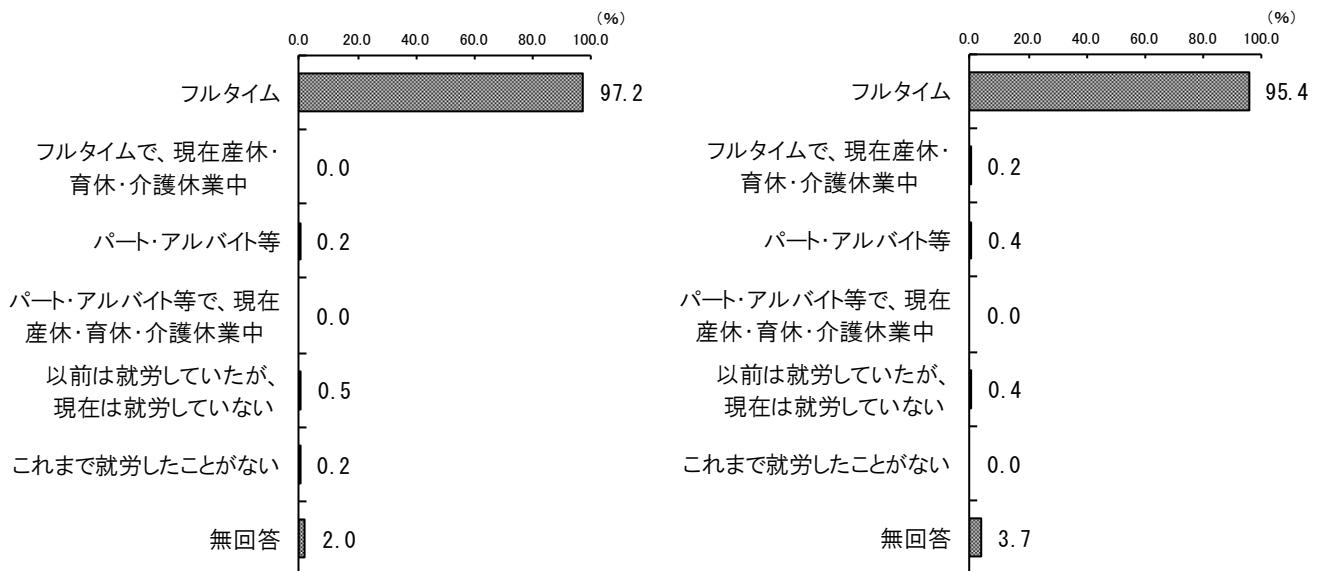
子どもの年齢によって母親の就労の状況は大きく変化していますが、一方で父親の就労状況はほとんど変化していません。パート・アルバイトに就労している母親の多くは、就学前、小学生共に、「今後も就労を続ける」ことを希望しています。現在、就労していない母親については約6割が「一番下の子どもがある程度の歳になったら就労したい」と考えており、その内「3～4歳」になったら就労したいという回答が最も多くなっています。

就学前、小学生共に母親が希望する雇用形態はパートタイム、アルバイトが多くなっています。

図表 母親の就労状況（左：就学前／右：小学生）



図表 父親の就労状況（左：就学前／右：小学生）



④平日の保育園や幼稚園などの利用について

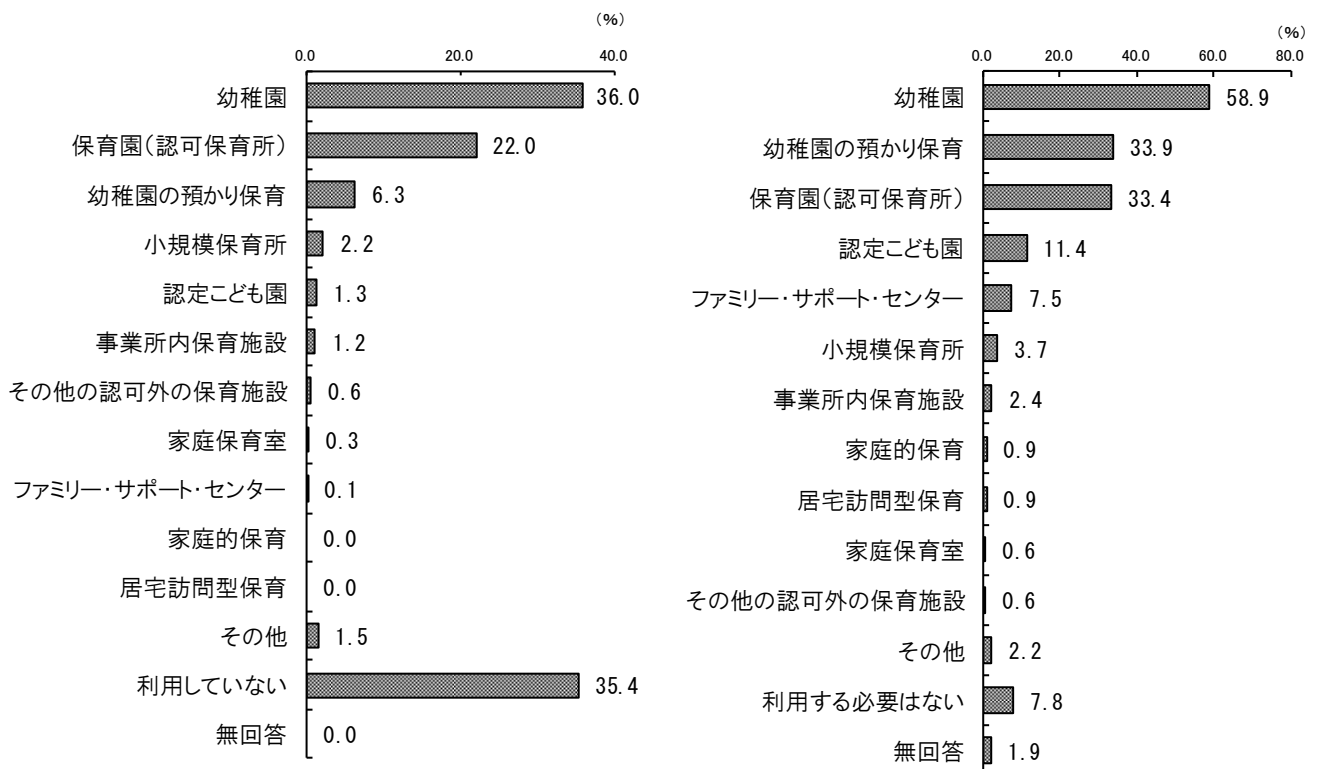
就学前の児童を持つ家庭において、保育園¹や幼稚園²などの定期的な利用については、「幼稚園」が36.0%で最も多く、次いで「保育園（認可保育所）」が22.0%となっています。

「幼稚園」では、現在、一日「5・6時間」の利用が多くなっていますが、希望では「6・7時間」が多く、現在の利用状況より1～2時間長い利用を希望する傾向が見られます。

今後の、保育園や幼稚園等の定期的な利用意向については、「幼稚園」が約6割で最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育³」と「保育園（認可保育所）」が約3割となっています。

多くの家庭は幼稚園又は幼稚園の預かり保育を希望しています。幼稚園を他の保育サービスより強く希望する人は約6割となっており、幼稚園のニーズが高いことがうかがえます。

図表 保育園や幼稚園等について（左：現在の定期的な利用状況／右：定期的な利用意向）



¹ 保育園…児童福祉法による認可を受けている保育所のことで、保護者が仕事などのため家庭で児童を保育できない場合に、児童を親などに代わって保育をする児童福祉施設。（国が定める最低基準に適合し、県などの認可を受けた定員20人以上のもの）

² 幼稚園…小学校就学前の幼児を預かり、心身の発達を促し、集団生活に慣れさせることを目的とした幼児教育施設。

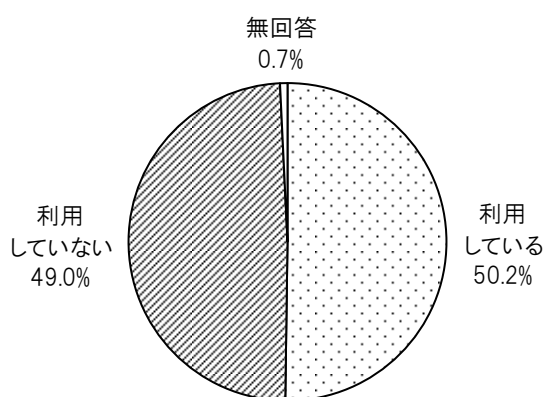
³ 幼稚園の預かり保育…幼稚園の在園児を対象とした、教育課程に係る教育時間終了後などに行う教育活動。

⑤地域の子育て支援事業の利用状況について

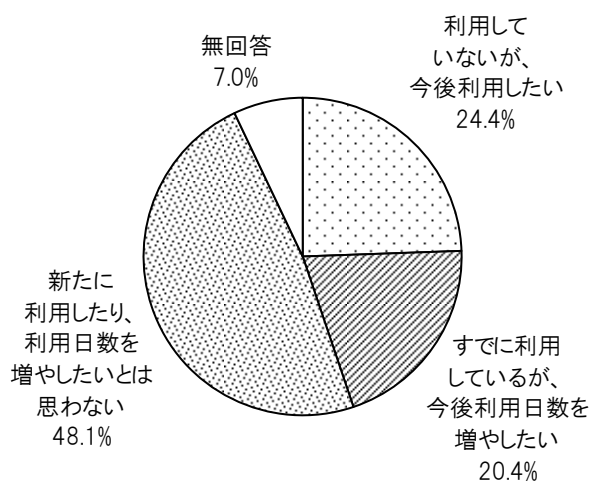
子育て支援センター¹や児童館²などの地域子育て支援拠点事業を利用している保護者は、就学前では約5割となっています。その内、月1回利用する保護者が全体の約4割を占めています。今後の利用意向については、「利用していないが、今後利用したい」が24.4%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」は20.4%となっています。一方、地域子育て支援拠点事業を利用していない理由については、約5割が「時間がない」と回答しています。また、小学生では、約4割が利用しています。

今後児童館について改善・充実してほしいことは、「魅力的な事業やイベントの開催」が26.0%で最も多く、次いで「高学年向けの事業の充実」が17.7%となっています。

図表 地域子育て支援拠点事業の利用状況



図表 地域子育て支援拠点事業の利用意向



¹ 子育て支援センター…子育て中の親子が自由に来所して利用できる、親子の交流、子育ての相談の拠点となる施設。

² 児童館…放課後の小学生等が自由に来館して利用できる、子どもに健全な遊び場を提供する目的の施設。

⑥土曜・休日などの保育園や幼稚園などの利用について

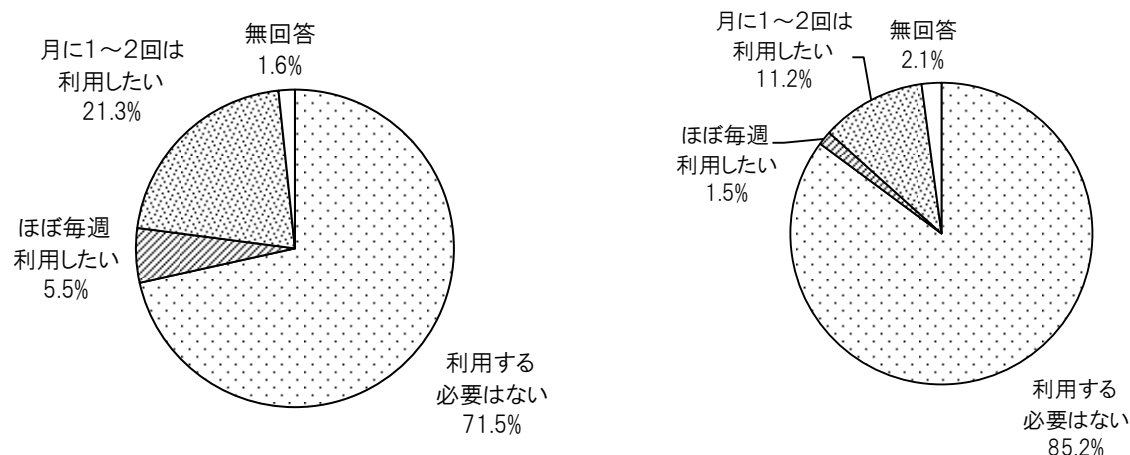
土曜日の保育園や幼稚園などの利用希望については、「利用する必要はない」が71.5%と最も多く、「ほぼ毎週利用したい」が5.5%、「月に1～2回は利用したい」が21.3%となっており、利用したい時間帯については、「8時台」又は「9時台」が多く、終了時刻については、「18時台」が多くなっています。

日曜日・祝日については、約1割の利用希望があります。こちらも利用したい時間帯については、開始時刻は「8時台」が多く、終了時刻は「18時台」が多くなっています。

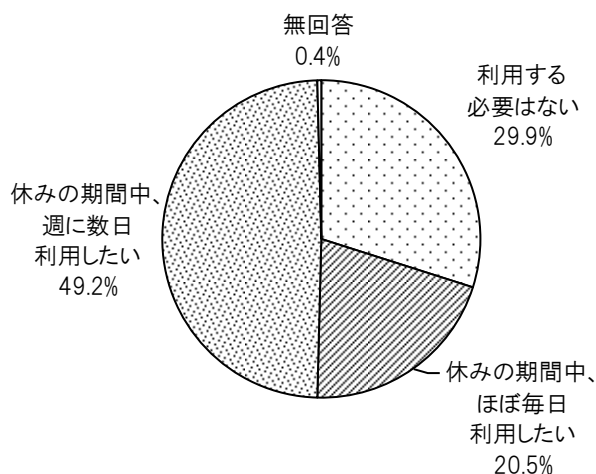
また、保護者が土曜日や日曜日・祝日に保育園や幼稚園などを利用したい理由については、6割強が「仕事」となっています。

幼稚園を利用されている方の夏休み・冬休みなどの長期休暇期間中の幼稚園の利用意向については、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が20.5%、「休みの期間中、週に数日利用したい」が49.2%となっています。利用したい時間帯については、開始時刻は「9時台」が多く、終了時刻は「15時台」が多くなっています。夏休み・冬休みなどの長期休暇期間中に週に数日幼稚園を利用したい理由については、「仕事」が42.5%、「リフレッシュのため」が41.7%となっています。

図表 平日以外の保育園や幼稚園等の利用希望（左：土曜日／右：日曜日・祝日）



図表 長期休暇中の幼稚園の利用意向



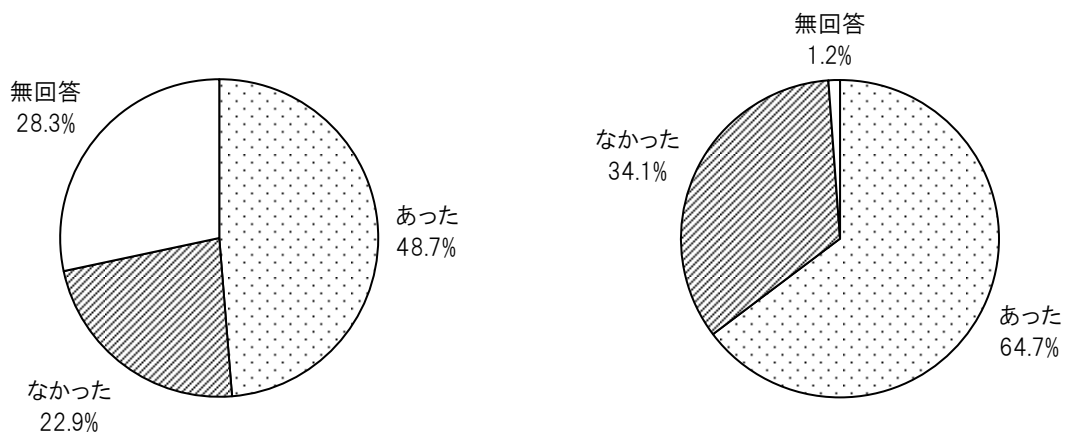
⑦子どもの病気の際の対応について

保育園や幼稚園に通う子どもの約5割、小学校に通う子どもの6割強が、病気などで保育園・幼稚園、学校を休んだことがあります。子どもが休んだ場合、その対処方法として「母親が仕事を休んだ」が最も多くなっています。また、就学前では、仕事を休んだ母親又は父親の半数が、できれば病児・病後児保育¹を利用したいと考えています。病児・病後児保育の預け先としては、「幼稚園・保育園あるいは小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」への希望が多くなっています。

病児・病後児保育を利用しなかった理由については、「病児・病後児を他人に看てもらうのが不安」が59.5%で最も多く、次いで、「親が仕事を休んで対応する」が54.0%となっています。

また、子どもが病気などの際に仕事を休んで看ることが非常に難しい理由については、「子どもの看護を理由に休みがとれない」が多くなっています。

図表 子どもが病気等で登校できなかったこと（左：就学前／右：小学生）



¹ 病児・病後児保育…病気回復期（病気中も含む）の児童を、保護者が勤務等の都合により家庭で育児を行うことができない場合に、保育園や医療機関に付属する専用スペースで看護師などが一時的に預かること。

⑧子どもの一時預かりなどについて

就学前の、子どもの一時預かりの利用状況については、「幼稚園の預かり保育」が16.0%と最も多くなっています。年間平均利用日数については、「幼稚園の預かり保育」が約15日、「保育園の一時預かり」が約32日となっています。一時預かりを利用していない理由については、「特に利用する必要がない」が70.0%と最も多く、次いで「事業の利用方法（手続き等）がわからない」が17.4%、「利用料がかかる・高い」が15.6%となっています。

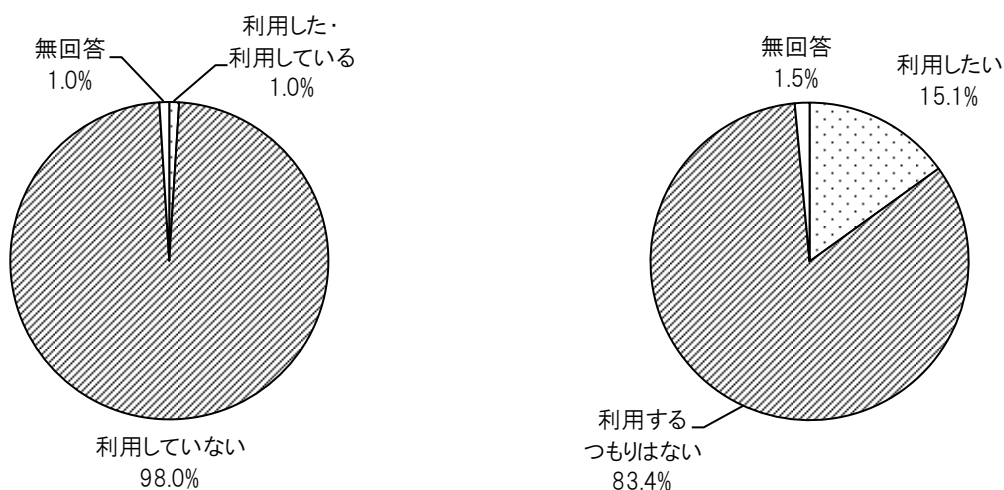
私用やリフレッシュなどの一時預かりの利用希望については、「利用したい」が56.7%となっており、利用目的については、「私用（買物、習い事等）、リフレッシュ」が65.3%で最も多く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、保護者の病気」が59.8%、「不定期の就労」が24.3%となっています。

年間希望日数の平均については、「私用（買物、習い事等）、リフレッシュ」で10.4日、「冠婚葬祭、学校行事、保護者の病気」で7.3日、「不定期の就労」では33.7日となっています。

また、ファミリー・サポート・センター¹については、「利用した・利用している」ことがある小学生は1.0%で、今後の利用意向については「利用したい」が15.1%と多くなっています。

ファミリー・サポート・センターについて改善・充実してほしいことは、「利用方法をわかりやすくしてほしい」「事業内容をもっとPRしてほしい」がそれぞれ3割弱で、「利用の手続きを簡単にしてほしい」が2割弱となっています。

図表 ファミリー・サポート・センターについて（左：利用の有無／右：利用意向）



¹ ファミリー・サポート・センター…育児の手助けができる人（協力会員）と、育児の手助けが必要な人（依頼会員）を会員登録し、依頼会員からの依頼に応じて、育児の手助け（援助活動）ができる協力会員を紹介するもの。

⑨小学校就学後の放課後の過ごし方について

平日の放課後の過ごし方について、就学前の5歳以上の希望では、「自宅」が52.4%、「学童保育所（放課後児童クラブ）」¹が43.4%、「習い事・学習塾」が32.3%となっています。

小学生では、「自宅」が80.0%、「習い事・学習塾」が59.6%、「学童保育所（放課後児童クラブ）」が18.5%となっています。

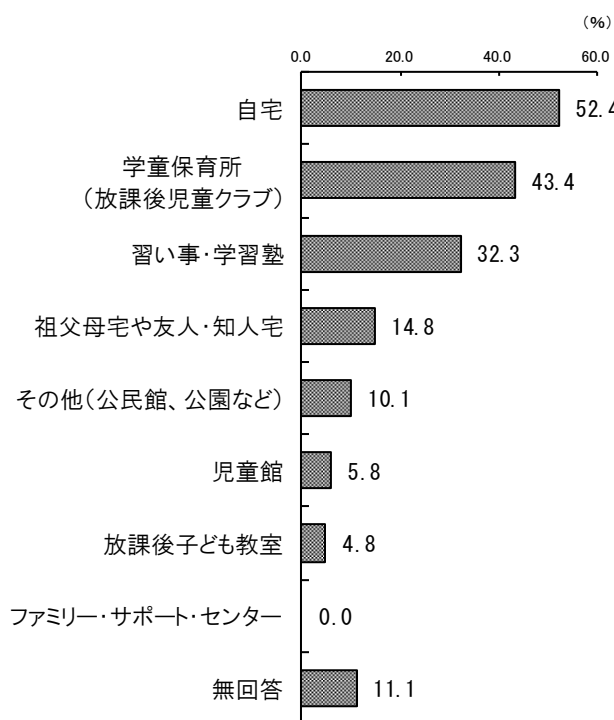
学童保育所については、平日5日とも利用したいという希望が多くなっており、利用したい時間帯は子どもが就学前、小学生に関わらず、「18時台」が最も多くなっています。

土曜日の学童保育所の利用希望については、就学前では「低学年（1年生～3年生）の間は利用したい」が30.5%、「高学年（4年生～6年生）まで利用したい」が9.8%となっていますが、小学生を子どもに持つ家庭の土曜日の利用希望は5.9%となっています。就学前、小学生共に「8時台」から「17時～19時台」まで利用したい家庭が多くなっています。

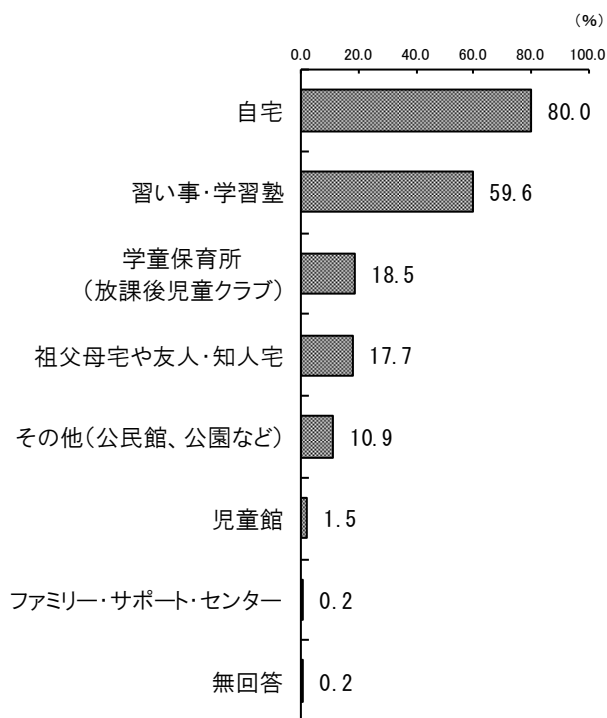
日曜日・祝日の学童保育所の利用希望については、就学前では「低学年（1年生～3年生）の間は利用したい」が12.2%、「高学年（4年生～6年生）まで利用したい」が8.5%となっています。小学生では、日曜日・祝日の利用希望は3.5%となっており、利用したい時間帯については、就学前、小学生共に「8時台」から「18時～19時台」までが多くなっています。

夏休み・冬休みなどの長期休暇中の学童保育所の利用希望については、就学前では「低学年（1年生～3年生）の間は利用したい」が31.7%、「高学年（4年生～6年生）まで利用したい」が26.5%となっています。小学生では、夏休み・冬休みなどの長期休暇中の利用希望が35.2%となっています。利用したい時間帯については、就学前、小学生共に「8時台」から「18時台」までが多くなっています。

図表 想定している放課後の過ごし方



図表 現在の放課後の過ごし方



¹ 学童保育所（放課後児童クラブ）…保育を必要とする小学生に対して、放課後や春・夏・冬休み、土曜日等学校休業日に、専用施設などで生活の場を提供する事業です。（放課後児童健全育成事業）

⑩育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

就学前では、育児休業を「取得した（取得中である）」という「母親」が36.1%であるのに対し、「父親」は2.8%にとどまっています。

「父親」が育児休業を取得していない理由については、「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が多くなっています。

「母親」が育児休業を取得した後、71.4%が職場に復帰したと回答しており、子どもの年度初めの入園に合わせて復帰する母親が57.6%となっています。

「母親」の育児休業の実際の取得期間については、「7か月～1歳」が47.1%、「1歳1か月～1歳6か月」が29.1%となっています。「母親」が育児休業を予定していた期間を前後して復帰する理由については、予定より早い、遅い、どちらの場合も、多くは「希望する保育園への入園時期」が影響しています。

「母親」が職場復帰時に短時間勤務制度を「利用した」は62.2%となっています。また、利用しなかった理由については、「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」や「短時間勤務にすると給与が減額される」が多くなっています。

現在育児休業中で、子どもが1歳になるまで育児休業を取得したい「母親」は約9割と多くなっています。

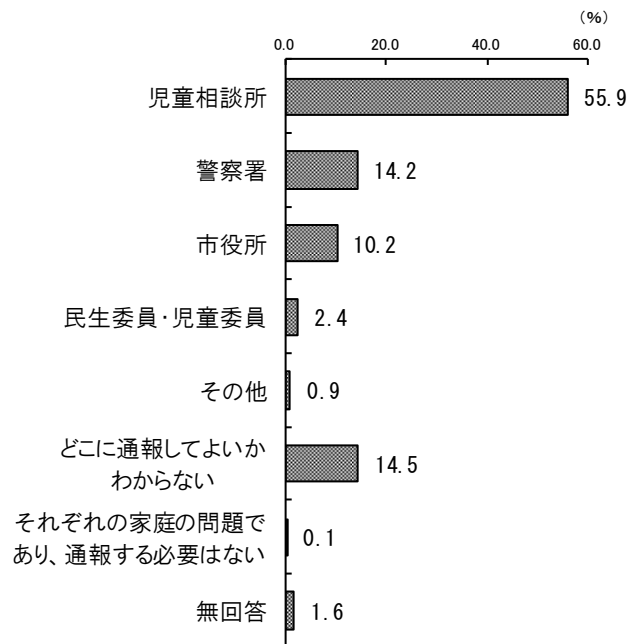
図表 育児休業の取得状況

	①母親	②父親
回答者総数	667	667
働いていなかった	359 (53.8)	7 (1.0)
取得した（取得中である）	241 (36.1)	19 (2.8)
取得していない	62 (9.3)	577 (86.5)
無回答	5 (0.7)	64 (9.6)

⑪児童虐待に関することについて

9割以上の家庭が、ネグレクトや暴力、子どもへのわいせつな行為が虐待になることを理解しています。また、児童虐待の通報先については、就学前、小学生共に「児童相談所」が最も多く、次いで「警察署」を上げています。一方、約15%前後の家庭が「どこに通報してよいかわからない」と回答しています。

図表 児童虐待の通報先



⑫子育て全般について

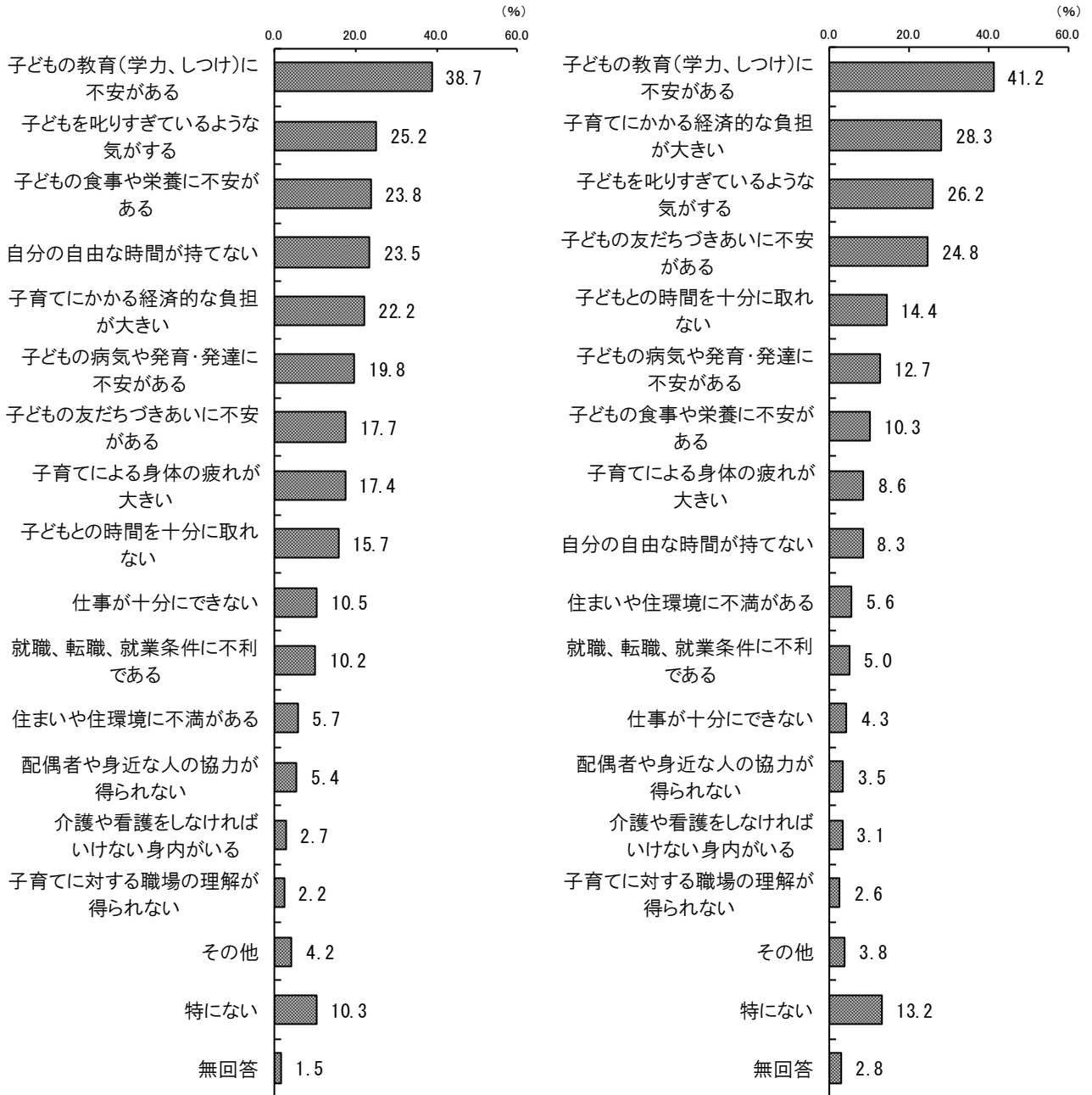
日頃不安に思っていることについては、就学前、小学生共に「子どもの教育（学力、しつけ）に不安がある」が約4割で最も多くなっています。次いで就学前では「子どもを叱りすぎているような気がする」が25.2%、小学生では「子育てにかかる経済的な負担が大きい」が28.3%となっています。

子育てを楽しんでいるかについては、就学前、小学生共に「楽しいと感じることの方が多い」が半数を超えて多くなっています。

白岡市の子育て支援の満足度については、5点満点で「3点」から「5点」が、就学前、小学生共に7割から8割となっており、評価はおおむね良好となっています。

充実を望む子育て支援策については、就学前、小学生共に「公園や遊び場など地域における子どもの居場所の充実」が約5割で最も多く、次いで、就学前では「保育園（所）や幼稚園にかかる費用負担の軽減」、小学生では「子育てに関する経済的支援の充実」がそれぞれ4割弱となっています。また、小学生では「犯罪や事故から子どもを守るための取り組みの充実」が34.3%で3番目に高くなっています。公園や遊び場の整備、子育てに関する経済的支援、登下校などの安全や防犯・見守りに対する要望が多くなっています。

図表 日頃不安に思っていること（左：就学前／右：小学生）



5 本市における子ども・子育て支援の課題

(1) 子どもが安心して成長できる地域づくりに向けて

地域とは、子どもや親、家庭が日々生活する環境であり、子どもや家庭にとって安心して暮らすことができる場所であることが求められています。

しかし、実態として全国的に少子化の進行や地域のつながりの弱体化などにより、地域全体で子育てを支援する力が衰えており、このことが課題とされています。

本市においても、家庭や地域を取り巻く環境の変化により、十分な手助けを受けることができない状態で子育てをしている家庭は増加していると見られます。また、白岡市地域福祉計画において地域のつながりの希薄化が課題として上げられていますが、希薄化は子ども同士や子どもと地域の人々の交流機会の減少を併発しています。その結果、子どもや家庭にとっての居場所が少なくなる、ときには地域から孤立してしまうなどの問題が懸念されています。

また、地域のつながりの観点から見ると、地域の人たちや本市特有の自然を活用し、学校の枠組みを超え、地域一体で子どもたちの「生きる力¹」を育む体制づくりが求められています。

そのほか、生活環境においても、近年の大規模な災害や悪質な犯罪、交通事故等の発生を鑑み、生活環境の整備や住民同士による支え合う体制づくりが重要となります。

それらを踏まえ、子どもが安心して成長できる地域となるよう、各種施策を推進します。

(2) 子どもの健康と福祉の地域づくりに向けて

子どもが健やかに成長する上で、子どもや家庭の健康が重要となりますが、健康の維持には本人の努力だけでなく周囲の支援や環境の充実が不可欠です。また、中には生活に対して重点的な支援が必要な家庭も存在するため、さまざまな状況に配慮した福祉の充実が求められています。

本市においても、子どもと親の健康づくりの推進を目的として、妊娠初期から子育て期にわたる、切れ目のない親子の健康管理、継続した育児支援体制等を推進します。また、障がい児とその家庭が安心して暮らすことができるよう、障がいの早期発見の体制、発見時の対応、どのように障がい児と家庭に寄り添って支えていくかなどについて、十分に検討を進める必要があります。

さらに、埼玉県においても9.3%の世帯が生活困難層であり、本市でも今なお貧困は看過できない社会問題となっています。貧困は教育格差や学歴格差などを生じ、子どもの健康を阻害する可能性もあります。そのため、生活困窮世帯などの家庭に対する支援が求められています。

加えて、ひとり親家庭は他の家庭に比べて育児の負担が大きいこと、貧困の可能性や健康リスクなどを抱えています。なかでも、母子家庭は貧困に陥りやすく、埼玉県においては39.0%が生活困難層とされています。それを受け、ひとり親家庭に対しても総合的な支援の推進を図ります。

そのほか、昨今では児童虐待の報告も全国的に増加しているため、これらに対する早期発見、早期対応、継続支援ができる体制づくりが必要とされています。

¹ 生きる力…これからの時代を生きるために必要とされる総合的な力のこと。単なる学力の域を超え、学力のほか、豊かな人間性、健康・体力等をバランスよく持つことが重要とされている。文部科学省の設定した学習指導要領にて言及されている。

(3) 子どもが個性豊かに育つ教育力づくりに向けて

近年、子どもたちに対して単純な学力を教えるだけではなく、遊びや文化活動を通して、仲間と力を合わせて活動することを体験し、自然につつまれる心地よさを味わい、豊かな感情を育み、人間としての「心」や健やかな「身体」を備えることが重要とされています。また、親も子育てを通して、さまざまな体験や人との関わりを得て、親が親として成長していきます。

しかし、少子高齢化の進行や都市化の進展により、家庭や地域社会において異世代が関わり合う機会などが減少しています。

子どもや親が、遊びや自然とのふれあい、さまざまな人との交流、地域との関わりを通して、豊かな人間関係を築き、子どもが社会性や命の大切さなどを身につけられるよう、身近な地域において多様な体験・活動・交流ができるまちをつくることが求められています。

(4) 子育て家庭が住みよい地域づくりに向けて

本市は全国や埼玉県に比べても低い出生率となっており、出生率を上昇させるための施策が必要となっています。

また、国の「新・放課後子ども総合プラン」では、女性の就業率が80%を超えることを目標としており、本市では徐々に子育て世代女性の就業率が増加傾向にあるものの、未だ達成できていません。

それらを実現するために、子育て家庭を地域全体で支えていくことが求められています。

しかし、地域のつながりの希薄化が課題視されるなど、地域で家庭を支える方法を検討し、実践する必要があります。

地域の子育て支援力の低下は、例えば乳幼児を抱えた夫婦が周囲と適切な関係を築けない、適切な支援を受けられないといった課題を生じることがあります。家庭が孤立や疲弊する要因となるため、対策が必要となります。

また、子育て家庭に対する金銭的負担は重く、妊娠、出産、子育てに必要な費用は、医療、保育、教育等多岐にわたっていることから、子育て家庭に対する負担を軽減するため、経済的な支援を実施します。

一方、近年はワーク・ライフ・バランスの考え方に関心が集まっており、育児・就労・家事・介護・地域生活等をバランス良く行うことができる体制づくりが求められています。本市においても、子育て世代の女性の就業率は増加傾向にあり、働きながら子育てできる地域づくりの充実が懸案事項ともなっています。

また、男性においては、育児休暇の取得が依然として難しいことが示唆されており、子育てと育児の両立支援制度を拡充していく必要があります。

それらを支える上で、多様な保育サービスの充実が重要とされており、近年では、核家族化やひとり親世帯の増加などから、年々休日保育や一時預かりの需要が増加する傾向にあります。現状として、保育所では定員を超える需要が生まれ、待機児童が発生しており、それらに対応するような施策が求められています。



II 計画編

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念と目標像

本市では、「白岡市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年3月）を策定し、白岡市における保健・医療・福祉・教育・まちづくりなど、子どもに関わるさまざまな分野の施策を総合的に推進してきました。

しかし、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働きの増加、待機児童の増加、児童虐待の深刻化など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しており、引き続き、それらの課題に対する整備が求められています。

そこで、本市では、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会をはじめ社会全体で支援していくことが重要であると捉えるとともに、質の高い教育・保育の安定的な提供や、地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、本市がまちづくりの指針としている「参画と協働¹」と「自助・共助・公助²」をキーワードとして、白岡市子ども・子育て支援事業計画において実現を目指してきた基本理念と目標像を継承し、以下のとおり基本理念として掲げ、子どものための支援と環境づくりを展開します。

基本理念

「家庭」を基本としながら、誰もが安心して子どもを産み、「子育てが楽しい」と感じ、全ての子どもが心豊かに成長できる環境づくりに、行政、市民、企業等が協働・連携して社会全体で積極的に関わり、支援していくこと

目標像

「みんなで頑張る 子どもの未来」

* 地域社会全体で頑張りがつくりあげていくとの意味から、「みんなで頑張る」としています。

¹ 参画と協働…市民（企業等も含む）及び市が、共通の目的を実現するために、役割と責任の下、相互の立場を尊重し、対等な関係で協力し、まちづくりに取り組むこと。

² 自助・共助・公助…自らができることは自らが言い（自助）、隣近所をはじめとしてお互いが助け合い（共助）、そして行政サービス（公助）は、真に必要なところへ重点化するということ。

2 計画の基本目標

本計画の基本理念と目標像の実現に向けて、次の4つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標1 子どもが安心して成長できる地域づくり

- 子どもが健やかに、いきいきと成長していけるよう、子どもの放課後や週末などの「居場所」づくりや、多世代交流を進めます。
- みんなが一体となって、子どもを育むことができるような地域づくりを推進します。
- 子どもを犯罪などの被害から守るため、情報モラル教育の実施やボランティアも含めた地域活動の推進など、安心して外出できる環境の整備や、災害、犯罪から子どもを守るための防災・防犯対策の充実を図ります。

基本目標2 子どもの健康と福祉の地域づくり

- 母子に対して切れ目のない支援体制の充実を図るとともに、「食育」の推進や小児医療の充実に努めます。
- 障がい児施策やひとり親家庭への支援の充実を図ります。
- 児童虐待防止対策の強化・充実や犯罪・いじめ・児童虐待等の被害に遭った子どもへの支援の推進にも力を入れていきます。
- 子育て家庭が貧困に苦しむことなく、また貧困から脱出できるよう、支援します。

基本目標3 子どもが個性豊かに育つ教育力づくり

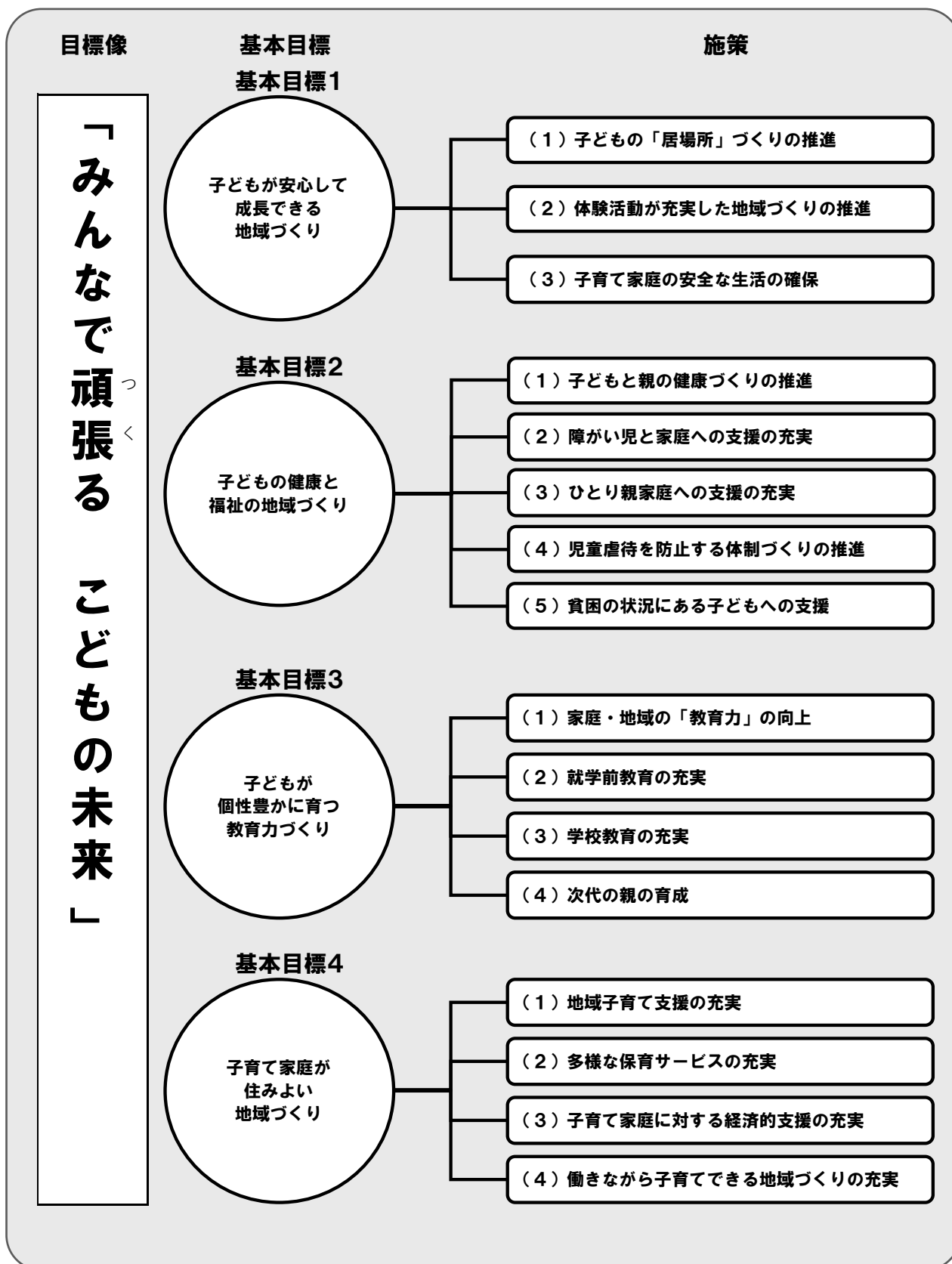
- 「子どもを地域社会全体で育てる」という観点から、家庭や地域の「教育力」を総合的に高めることを目指します。
- 就学前教育の充実や子どもの「生きる力」の育成に向けた学校教育の充実を進めます。
- 子どもが次代の親となれるよう、子どもの頃から人権意識の醸成や乳幼児とのふれあいを推進します。

基本目標4 子育て家庭が住みよい地域づくり

- 子育てや子育て支援サービスに関する相談や情報提供の充実に努め、家庭の「子育て力」の向上を支援します。
- 子育て家庭が「身近な」場所で支援を受けられるよう、サービスの充実を図ります。
- 子育てボランティア活動の促進や子育てサークルへの支援を行うなど、子育て支援の「ネットワーク」づくりを推進し、地域の「子育て力」の強化を図ります。
- 子育て家庭への経済的負担の軽減を図ります。
- 男性を含めた働き方の見直しと多様な働き方の実現や子育てと仕事の「両立」を推進します。
- 共働き家庭などの保護者が昼間家庭にいない子どもに対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供することで、子どもの健全な育成を目指します。

3 施策体系

本計画の基本理念と目標像の実現に向けて、以下の施策体系に沿って各種取組を推進していきます。



第2章 施策の展開

基本目標1 子どもが安心して成長できる地域づくり

施策1 子どもの「居場所」づくりの推進

●目指すまちの姿

子どもと大人が「居場所」に集まり、
多世代交流の活発なまちを実現しています。

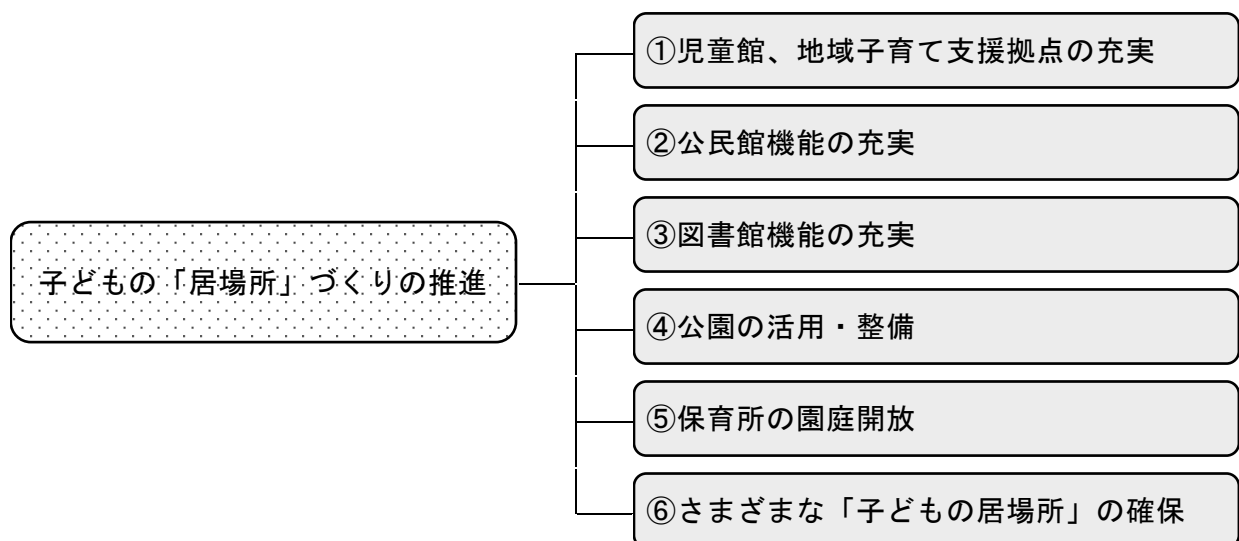
●施策の方向

少子化の進展や地域のつながりの弱体化などにより、子ども同士の交流機会や子どもと地域の人々の交流機会が減少しています。

子どもの健やかな成長にとって、遊びや体験活動は、豊かな人間関係を築き、子どもが社会性などを身につける重要な役割を担っていることから、子ども同士の遊びや子どもと地域の人々との交流を促す「居場所」の役割が大変重要となっています。

本市では、児童館や公民館、図書館、公園、保育所といった空間を活用し、子どもの「居場所」の確保に努めます。さらに、これらの「居場所」を活用して、子育て中の家庭に向けた情報提供や子育て相談などを行います。

●施策体系



●具体的な施策

施策名	事業内容	関係課
① 児童館、地域子育て支援拠点の充実	◇地域や年齢が異なる子ども同士の交流を促進し、仲間づくりの輪を広げます。 ◇中学生や高校生がボランティアとして参加できるような仕組みづくりを推進します。 ◇子育て情報の収集・提供に努めるとともに、相談機能の充実を図り、子育て中の家庭への支援に努めます。	子育て支援課 保育課
② 公民館機能の充実	◇「夏休み子ども講座」の開催などを通じて小中学生の参加を促すとともに、異学年交流を促進するような講座運営に努めます。 ◇親子のふれあいや家族間交流の場を提供するため、親子で参加できる講座を開催します。 ◇地域の多様な主体との協働によって、世代間交流を促進します。	学び支援課
③ 図書館機能の充実	◇「夏休み子ども講座」の開催などを通じて小中学生の参加を促すとともに、異学年交流を促進するような講座運営に努めます。 ◇親子のふれあいや家族間交流の場を提供するため、親子で参加できる講座を開催します。 ◇児童書を購入するなど、蔵書・資料の充実に努めます。 ◇「おはなし会」「ちいさい子のおはなし会」といった読み聞かせなどをボランティアグループと実施するとともに、ボランティアの育成・発展に努めます。 ◇「子育て・親育て」のための場所として、親子への読書案内や読み聞かせを実施するとともに、ブックスタートを行います。	学び支援課
④ 公園の活用・整備	◇総合運動公園や都市公園の利用促進を図るとともに、樹木の剪定、害虫の駆除、遊具の補修等を通じて公園の整備・充実に努めます。 ◇誰もが安全・安心に利用できるよう、公園施設の維持管理や巡回を実施し、環境の維持に努めます。 ◇子育て支援の一環としての公園の利用を推進します。	いきいき教育課 保育課 街づくり課
⑤ 保育所の園庭開放	◇保育所での園庭開放¹を行い、地域の親子の交流や子育てに関する情報交換の場の提供に努めます。 ◇出前保育²により園児と一緒にふれあい遊びなどを行い、地域の親子の交流や子育てに関する情報交換の場の提供に努めます。	子育て支援課 保育課

¹ 園庭開放…保育所入所児童以外の児童・保護者に園庭を開放し、園児との交流や子育てを支援すること。

² 出前保育…保育士や保育所入所児童が、地域の公園に出向き、親子で遊んだり、仲間づくりをし、親子の交流を深め楽しく子育てができるようにすること。

施策名	事業内容	関係課
⑥さまざまな「子どもの居場所」の確保	◇遊び場や「居場所」の確保のため、地域の既存の施設及び子ども食堂などの利用や地域の子育て団体の育成に努めます。 ◇「子どもの地域活動に関する情報」を収集した上で子育てカレンダーに取りまとめ、子育て家庭に配布します。	子育て支援課

施策２ 体験活動が充実した地域づくりの推進

●目指すまちの姿

地域みんなが一体となって子どもたちを育てています。

●施策の方向

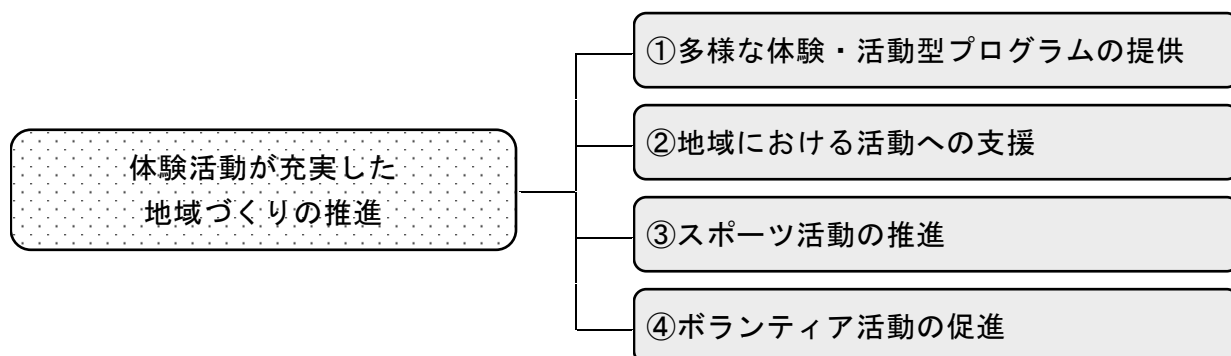
近年、単純に学力の向上を図るような教育だけではなく、自分で考え、選択する力を身につけられるよう、子どもの豊かな感性を伸ばすような教育が求められる傾向にあります。

そのような教育を推進するためには、地域のさまざまな資源を十分に活用し、学校だけではなく、地域全体で子どもたちを育むことが重要となります。

本市では、子どもたちが自然とふれあう機会の充実やさまざまな人材による体験活動の場をつくり、地域が一体となって子どもたちを育む環境づくりを推進します。

また、異年齢や異なる地域の子ども同士との交流、世代間交流の機会を創出することで、子どもたちに新たな経験や交流、発見の機会を提供し、豊かな感性を育むよう努めます。

●施策体系



●具体的な施策

施策名	事業内容	関係課
① 多様な体験・活動型プログラムの提供	◇さまざまな体験活動を通じて、異年齢・世代間の交流や自然とのふれあう機会などの提供に努めます。 ◇各種体験・活動型プログラムなどの参加者のニーズを捉えるとともに、それに対応した事業の提供を図ります。 ◇地域の「教育力」を高めるために、「ペアーズリーダー（ボランティア精神を踏まえた有志指導者）」や「ペアーズサークル（市内で生涯学習活動をしている団体）」といったペアーズバンク¹の登録者を拡充し、活用に努めます。	学び支援課
② 地域における活動への支援	◇「子ども会育成連絡協議会」、「スポーツ少年団」への補助を継続し、地域における子どもたちの活動を支援します。	いきいき教育課
③ スポーツ活動の推進	◇子どもから高齢者まで誰でも参加できるスポーツ教室を通じて多世代交流を促進するとともに、子どもの健やかな成長を支援します。 ◇子どもから大人まで参加できる「総合型地域スポーツクラブ」へ広報活動などの支援を継続します。 ◇学校施設の適切な維持管理に努めるとともに、小中学校の校庭・体育館をスポーツ団体に開放し、スポーツ活動を推進します。	いきいき教育課
④ ボランティア活動の促進	◇地域の子育て力を高めるため、家庭や地域・学校と連携したボランティア活動の推進に取り組みます。 ◇学校における「生きる力」を育む教育や道徳教育、特別活動等において、ボランティア活動など社会奉仕の精神を養うことに努めます。	教育指導課 子育て支援課

¹ ペアーズバンク…「いつでも どこでも だれでも」を合言葉に市が推進している生涯学習システム「ペアーズ！しらおか」の人材バンクのこと。

施策3 子育て家庭の安全な生活の確保

●目指すまちの姿

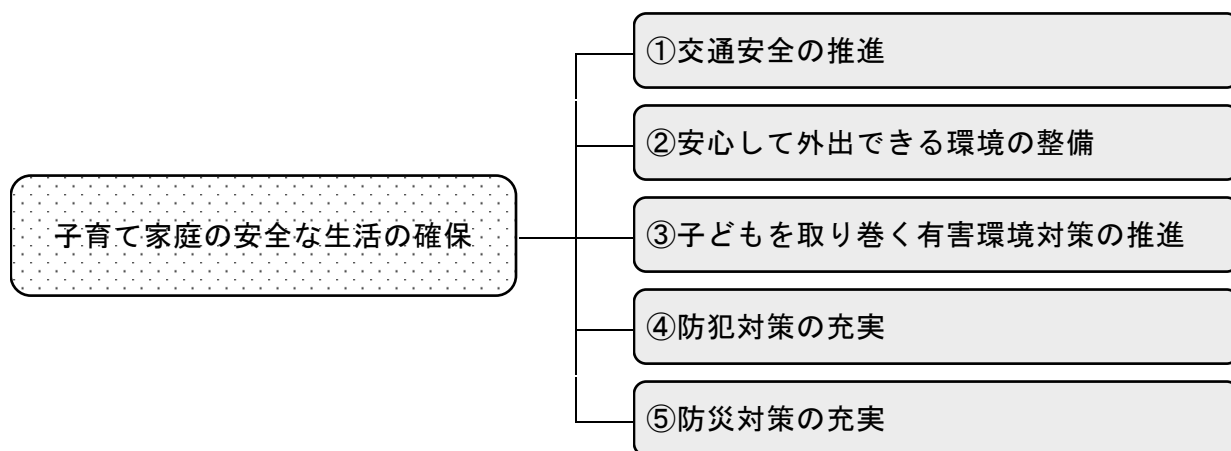
子どもと子育て家庭が、安心して生活できるまちが実現しています。

●施策の方向

近年、全国的に大規模な災害や悪質な犯罪、交通事故などが発生しています。このような状況下で、子どもたちや子育て家庭が安全・安心に日々を過ごすためにも、生活環境の整備や住民同士による支え合い体制づくりを進めることが重要です。

本市では、交通安全施設¹の点検・維持や既存施設のバリアフリー化など生活環境の整備を推進するとともに、警察や地域防犯推進委員などの地域の多様な主体と連携し、地域ぐるみで子どもを見守る活動の推進や子ども自身が自分の身を守るスキルを身につける機会の充実などを通して、安全・安心に生活できるまちづくりを進めます。

●施策体系



¹ 交通安全施設…道路反射鏡（カーブミラー）、ガードレールや道路照明灯などの施設のこと。

●具体的な施策

施策名	事業内容	関係課
①交通安全の推進	◇学校における交通安全教育などを通して、交通事故の防止を図ります。 ◇交通安全啓発活動など、交通安全対策を推進します。 ◇各行政区と調整の上、危険箇所における交通安全施設の整備・充実や通学路の整備を図ります。 ◇市内の生活環境保持のため、放置自転車対策を推進します。	安心安全課 教育指導課 道路課
②安心して外出できる環境の整備	◇誰もが安心して外出できるよう公共施設などのバリアフリー化を推進するとともに、JR 東日本に対して駅のバリアフリー化に関する要望活動などを行います。 ◇広報紙などを活用し、「赤ちゃんの駅¹」のPRや情報提供を行います。	企画政策課 子育て支援課 福祉課
③子どもを取り巻く有害環境対策の推進	◇「白岡市青少年に有害な図書等の自動販売機等の規制に関する条例」に基づき、市内コンビニの成人向け雑誌コーナーの陳列に対して抑制を行っていきます。 ◇「住みよい地域づくり」の実現に向け、地域・学校・家庭等が連携して青少年を取り巻く健全な環境づくりを図る取組を、引き続き支援します。 ◇学校における情報モラル教育の推進を図るとともに、保護者に対しては広報物を活用した啓発等を実施します。	教育指導課 福祉課
④防犯対策の充実	◇警察や「地域防犯推進委員」と連携し、地域の安全確保に努めます。 ◇危険を感じた際の避難場所としての「子ども110番の家²」制度を今後も継続し、子どもを犯罪から守ります。 ◇スクールガードリーダー³を配置し、児童・生徒の登下校の見守りを実施します。 ◇自主防犯組織を支援するとともに、防犯ボランティアとの連携・協力を推進します。 ◇子ども、保護者等への防犯教育を実施します。 ◇防犯灯などの防犯施設の整備・充実を図るとともに、道路・公園に死角をつくらないなど、犯罪の起こりにくい環境づくりに努めます。	安心安全課 教育指導課

¹ 赤ちゃんの駅…誰でも自由におむつ替えや授乳ができるスペースの愛称のこと。

² 子ども110番の家…子どもが危険に遭遇したり、困りごとがあるとき安心して立ち寄れる民間協力の拠点のこと。

³ スクールガードリーダー…学校の防犯体制及び学校安全ボランティア（スクールガード）の活動に対して専門的な指導を行う者のこと。

施策名	事業内容	関係課
⑤防災対策の 充実	◇災害や火災などから子どもを守るため、市で実施する防災訓練や各保育所、幼稚園、学校で実施する防災訓練・避難訓練などの一層の充実を図ります。 ◇保育施設、教育施設の整備・点検を推進します。 ◇防災情報や人命に関わる情報を円滑に伝えるべく、防災行政無線や白岡市安心安全メールサービスの普及・啓発など、情報伝達体制の充実に努めます。 ◇白岡市内の保育所、小・中学校などで給食用食材の放射性物質の測定事業を引き続き行います。	安心安全課 教育指導課 教育総務課 子育て支援課 保育課

基本目標２ 子どもの健康と福祉の地域づくり

施策１ 子どもと親の健康づくりの推進

●目指すまちの姿

子どもと親が健康に暮らせるまちが実現しています。

●施策の方向

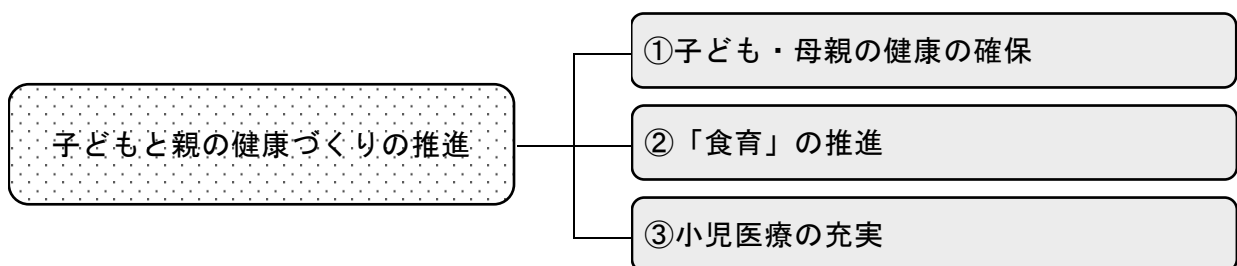
子どもが健やかに成長していくためには、安心して子どもを産み育てられる育児環境の充実が求められ、妊娠初期から子育て期にわたる親子の健康管理の充実や継続した育児支援体制の推進が重要です。

本市では、乳幼児健康診査や各種講座の実施により、子ども・母親の健康の保持増進に努めます。また、保健センター内に設置されている子育て世代包括支援センターを中心に、切れ目のない育児支援体制の充実を図ります。

子どもが成長する上で、身体づくりの基礎となる運動習慣、食習慣、健康を害する要因から身を守るための方法などを啓発するため、学校や家庭を中心とした教育体制を整備し、食育を推進していきます。

医療体制については、必要なときに必要な医療が身近な地域で受けられる体制の整備が求められています。市医師会と連携を図り、対応可能な医療体制の整備を推進します。

●施策体系



●具体的な施策

施策名	事業内容	関係課
①子ども・母親の健康の確保	◇不育症検査、不妊検査及び不妊治療を受けている方に対して、適切な医療を受けることができるよう費用の軽減などの支援に努めます。 ◇母子健康手帳交付時における資料の配布などによって、妊娠中の健康管理や母子保健事業などの啓発を図るとともに、交付時にアンケートを実施し、適宜保健師などの専門職が対応できるよう努めます。 ◇「母親学級（両親学級）」などの学習機会を充実させることで妊娠・出産・育児に関する知識の普及を図るとともに、各種相談の実施により出産・子育てに臨む親の不安解消や支援に努めます。 ◇入院を必要とする未熟児に対して、養育医療制度を活用し、適切な医療を受けることができるよう費用の軽減などの支援に努めます。 ◇乳児全戸訪問事業、乳幼児及び妊婦健康診査や妊婦などへの保健指導、各種定期予防接種等を通じて異常の早期発見、早期治療、育児支援等を図り、子どもと母親の健康の確保に努めます。 ◇薬物、喫煙、アルコール、小児生活習慣病等の防止のため、食育などの教育課程の一環として、各学校で指導を行います。 ◇子どもの体力向上を目指すべく、体力向上推進委員会を開催し、各学校で指導を行います。	教育指導課 健康増進課
②「食育」の推進	◇乳幼児健康診査及び乳幼児栄養相談時に、各家庭に寄り添った指導の充実、乳幼児の食事に関する啓発資料及び食育計画に基づき作成した白岡オリジナル健康レシピ book の配布を実施します。 ◇定期的なクッキングイベントの開催、乳幼児期の食生活に関する講話の実施、おやつの試食などによって、「食育」などに対する知識の普及を図ります。 ◇健康増進計画の一環として、食生活改善推進員協議会、母子愛育会などの各団体同士で協同し、食生活に関する健康づくり活動を支援します。 ◇各学校の給食の時間や家庭科及び保健などの時間を通じて「食育」に関する指導を行います。 ◇各学校の家庭科や校外行事、総合的な学習などの時間を通じて、食事づくりの体験を実施するなど、学校における「食育」の継続・充実を図ります。	教育指導課 健康増進課

施策名	事業内容	関係課
③小児医療の充実	◇白岡市休日診療事業の一環として、関係機関との連携体制を取りながら、第１次（初期）緊急医療^１の維持・推進について検討します。 ◇埼玉県救急電話相談について、乳幼児健診などで周知し推進に努めます。 ◇利根保健医療圏^２における輪番制により、第２次救急医療^３の２４時間対応体制の維持・推進に努めます。	健康増進課

^１ 第１次（初期）緊急医療…入院治療の必要がなく、外来で対応しうる帰宅可能な軽症患者に対応する救急医療のこと。

^２ 利根保健医療圏…県内に１０ある医療圏の１つで、本市を含めて９市町から成るもののこと。

^３ 第２次救急医療…入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療のこと。

施策２ 障がい児と家庭への支援の充実

●目指すまちの姿

障がい児と家庭が元気に暮らすことができるよう、
サポートが充実しています。

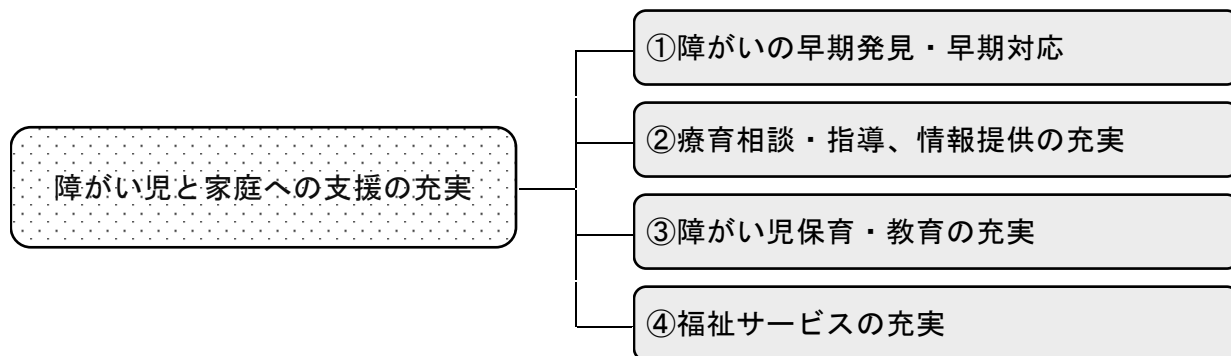
●施策の方向

障がいのある子どもと家庭が安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉、教育の連携を図り、障がいを早期に発見し、適切な療育¹が実施されるよう、支援体制の充実を図るとともに、障がいのある子どもの福祉向上や保護者の負担軽減のため、各種福祉サービスの充実を図ります。

また、「白岡市障害者基本計画」、「白岡市障害福祉計画」に基づき、重層的な支援体制の構築を図ります。

このほか、障がい児の保育、教育等に関する情報提供や相談も実施します。

●施策体系



¹ 療育…障がいを持つ子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と教育のこと。

●具体的な施策

施策名	事業内容	関係課
①障がいの早期発見・早期対応	◇母子保健などの施策として乳幼児健診などを行い、発育・発達について経過観察が必要な乳幼児の早期発見に努めます。また支援事業への連携体制の拡充や、継続的支援・親の支援の充実を図ります。	健康増進課
②療育相談・指導、情報提供の充実	◇療育支援が必要な障がい児などに対しての相談・指導体制の充実を図ります。特に、就学相談に関しては、就学年齢に限らず年間を通じて受け付けるよう体制を整えます。 ◇医療・保健・福祉・教育の連携強化を図るとともに、必要時においては、児童の支援事業への参加や適切な医療受診をできるように体制を拡充します。 ◇関係各課と連携を取り、情報提供や相談対応を充実させ、障がいのある児童・生徒の適正な就学、教育を推進します。	教育指導課 健康増進課 子育て支援課 福祉課
③障がい児保育・教育の充実	◇保育所、幼稚園における障がい児の受け入れを継続し、障がい児保育・教育を推進します。 ◇児童・生徒の適切な就学を実現するべく、就学支援委員会にて適正に判断を行うとともに、巡回相談や希望相談を通して、学校や保護者の支援を行います。 ◇障がいの有無に関わらず、学校における交流学习や体験学習などを通じて、子ども同士の交流を促進します。	教育指導課 保育課
④福祉サービスの充実	◇障がい児の生活支援と保護者の負担軽減のため、各種補助金や、補装具交付などの福祉サービスの充実を図ります。また、重症心身障害児などの家族に対するレスパイトケア事業補助金交付事業の周知・推進を図ります。 ◇障がいのある方の日常生活上の支援のため、埼玉県内に営業所を持つタクシーなどに対する福祉タクシー利用料等の助成、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、公共料金の割引等の支援を行います。 ◇重度心身障害者医療費支給事業を実施し、適宜事業の案内や医療費の一部負担金の支給などを行います。	福祉課 子育て支援課

施策3 ひとり親家庭への支援の充実

●目指すまちの姿

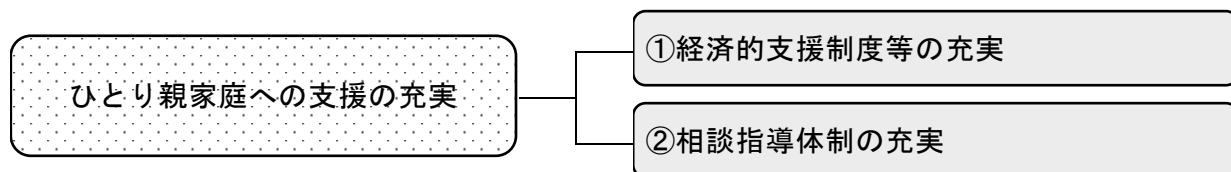
ひとり親家庭が自立して生活できるまちが実現しています。

●施策の方向

ひとり親家庭¹は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っており、両親同居家庭に比べて育児の負担が大きく、生活全般にさまざまな困難を抱えています。

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進が、子どもの健全な成長に不可欠であることから、ひとり親家庭に対する子育てや生活の支援、就業支援、経済的支援策等の総合的な推進を図ります。

●施策体系



¹ ひとり親家庭…母子家庭及び父子家庭のこと。

●具体的な施策

施策名	事業内容	関係課
①経済的支援制度等の充実	◇ひとり親家庭などへ「児童扶養手当」、「ひとり親家庭等医療費」を支給します。 ◇ひとり親家庭の経済的自立促進を図るため、就業に必要な資格取得の給付金として、「自立支援教育訓練給付金」、「高等職業訓練促進給付金」を支給し、制度の周知を図ります。 ◇就学援助制度や県営住宅、学童保育料の免除等の支援制度について、広報紙やパンフレットの配布、ホームページなどを通して、制度の概要と申請方法の周知活動に努めます。	教育指導課 子育て支援課 保育課 建築課
②相談指導体制の充実	◇相談窓口の設置や支援体制に関する情報収集を行い、ひとり親家庭の悩みや不安の解消に努めます。 ◇「女性の相談室」において、母子家庭や今後ひとり親になる可能性のある家庭の、生活などの不安や悩み相談に対応します。	子育て支援課 地域振興課

施策4 児童虐待を防止する体制づくりの推進

●目指すまちの姿

虐待やいじめがなく、

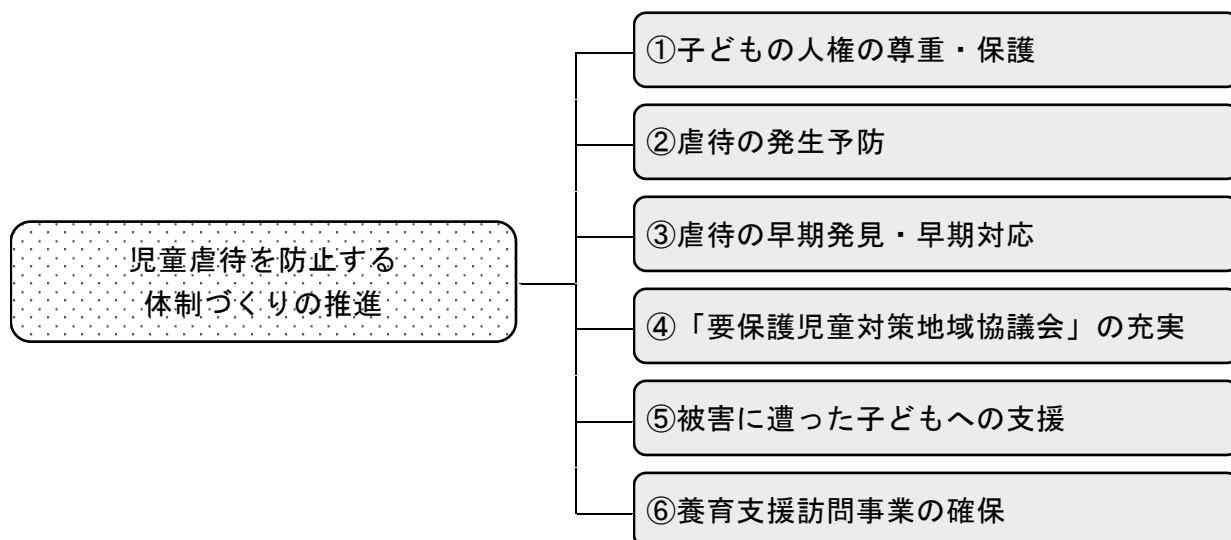
全ての子どもが安心して暮らせるまちが実現しています。

●施策の方向

児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、心身の発達及び人格の形成に重大な影響を及ぼします。

本市では、子どもが安全に安心して健やかに成長できるよう、虐待が起こらないような環境づくりや、発生予防、早期発見、早期対応、継続支援ができる体制づくりを推進します。

●施策体系



●具体的な施策

施策名	事業内容	関係課
①子どもの人権の尊重・保護	◇「家庭教育学級」やPTAの講座などの各種研修会を実施し、家庭や地域の教育力の向上を図ります。 ◇人権擁護委員と連携して、子どもの人権の尊重・保護を図ります。	いきいき教育課 地域振興課
②虐待の発生予防	◇産科などの医療機関及び関係課との連携により、特定妊産婦の把握に努め、支援の充実を図ります。 ◇乳児家庭全戸訪問事業や、乳幼児健診を活用した個別相談及び情報提供を行うとともに、健診未受診者を対象とした家庭訪問などを実施し、支援が必要な家庭を適切な機関につなげます。 ◇児童虐待防止キャンペーンの実施や、県主催の研修会などを通じて、職員の人材育成に努めます。 ◇社会科や道徳等を通して子どもの権利条約の理解などの人権教育を行うことで、将来児童・生徒が児童虐待の加害者とならないよう、未然の防止を図ります。 ◇保護者会や保健委員会等を通じた、保護者への意識啓発と相談活動を推進します。 ◇地域の家庭の実態把握や情報の提供、相談対応、要保護児童及び要支援児童への、より専門的な支援業務等を行う「市町村子ども家庭総合支援拠点¹」の設置を検討します。	教育指導課 健康増進課 子育て支援課
③虐待の早期発見・早期対応	◇各関係機関の相互の連携を図り、いじめや虐待の早期発見・早期対応に努めます。ハイリスクケースにおいては、家庭訪問や電話連絡などの積極的な対応を行います。 ◇地域の虐待の早期発見、早期対応に努めるため、民生委員・児童委員との連携を図るとともに、必要に応じた地域の見守りなどを推進します。 ◇子育て世代包括支援センター²と定期的な情報交換を行い、支援の必要な特定妊婦³など、妊娠期から切れ目のない支援を行います。	教育指導課 健康増進課 子育て支援課 福祉課 保育課

¹ 市町村子ども家庭総合支援拠点…子どもが心身共に健やかに成長できるよう、市町村が主体となって、子どもとその家庭及び妊産婦などを対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整や必要な支援を行うための拠点のこと。

² 子育て世代包括支援センター…母子健康手帳交付時に全ての妊婦と面談を行い、子育てのスタートを支援するとともに、関係機関と連携して妊娠・出産・育児に関する保護者の相談や悩みに対して、切れ目なく支援する場のこと。

³ 特定妊婦…児童福祉法で、出産後の子の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦をいう。収入が不安定、精神疾患がある、望まない妊娠をした場合などがこれにあたる。

施策名	事業内容	関係課
④「要保護児童対策地域協議会」の充実	◇児童相談所、学校、警察、医療機関等、地域の関係機関が連携した「要保護児童対策地域協議会¹」を中心に、児童虐待の発生防止と早期発見、迅速対応を図ります。 ◇必要時の個別ケース検討会議において、情報共有、定期的なフォローを行うなど、進行管理、支援体制の強化を図ります。	子育て支援課
⑤被害に遭った子どもへの支援	◇各学校の「さわやか相談員 ² 」、市教育相談室、各関係機関などが相互に連携し、いじめや児童虐待を受けた子どもを対象としたカウンセリング、保護者への相談体制などを一層充実させます。	教育指導課 子育て支援課
⑥養育支援訪問事業の確保	◇養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師などの家庭訪問やホームヘルパーの派遣などの支援を行います。	子育て支援課

¹ 要保護児童対策地域協議会…虐待を受けた子どもをはじめとする保護を要する子どもに関する情報の交換や支援を実施するための協議を行う場のこと。

² さわやか相談員…埼玉県が平成8年度から中学校に配置している、子どもの立場に立った身近な相談員のこと。学校内での面接相談に加えて電話による相談や家庭訪問などの活動も行う、身近な相談者として子どもの悩みを受け止める存在である。

施策5 貧困の状況にある子どもへの支援

●目指すまちの姿

子育て家庭が貧困に陥ることなく、
子どもが健やかに成長できるまちが実現しています。

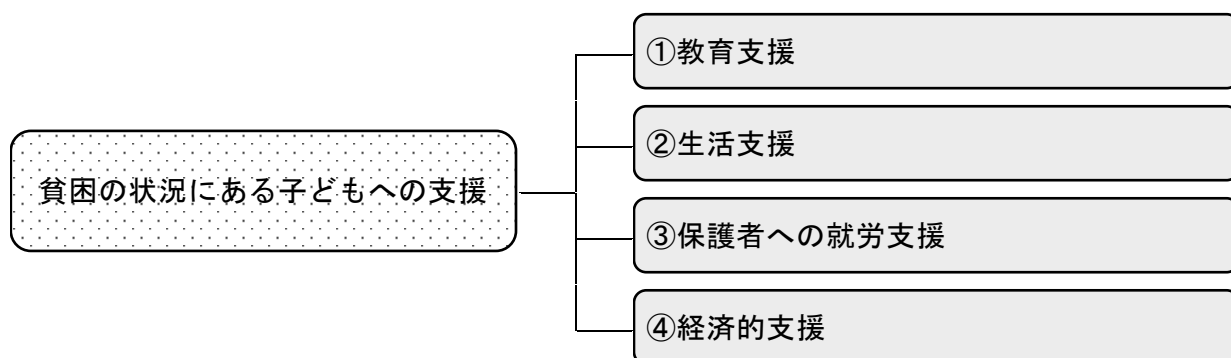
●施策の方向

近年は、一般家庭の平均収入や生活水準を下回るような、相対的貧困と呼ばれる経済的環境にある家庭で育つ子どもに対する支援が社会的な課題となっています。貧困は、教育格差や学歴格差などが生まれる要因でもあり、子どもの成長や人生に与える影響は計り知れません。

また、貧困は将来的な貧困の呼び水となることもあり、貧困の連鎖を断ち切るためにも重点的に対策される必要があります。

本市では、貧困への対策のため、生活困窮世帯などの子どもに対する教育支援、生活支援、保護者の就労支援、家庭の負担を軽減するための経済的支援などを推進します。

●施策体系



●具体的な施策

施策名	事業内容	関係課
①教育支援	◇生活困窮世帯や生活保護世帯の中高生を対象に、高校進学及び中退防止を目的に学習支援を行います。 ◇経済的理由により授業料・入学料の納入が困難な生徒や所得が一定以下の世帯に対し、授業料などの負担を軽減することで、就学機会の確保を図ります。 ◇低所得者世帯の保育所及び認定こども園の利用者負担の軽減に努めることで、低所得世帯の子育てを支援します。また、幼児教育の質の向上や地域子育て支援の取組を推進します。 ◇経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、給食費や学用品費など就学に必要な費用の援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ります。	福祉課 教育総務課 教育指導課 保育課
②生活支援	◇生活困窮世帯や生活保護世帯の保護者を対象にした自立支援の取組を推進します。	福祉課 子育て支援課
③保護者への就労支援	◇生活困窮世帯や生活保護世帯の保護者を対象とした就労支援の充実を図ります。	福祉課
④経済的支援	◇児童扶養手当の支給、福祉資金の貸し付けなどにより、経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭を支援します。 ◇ひとり親家庭等医療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を行います。	子育て支援課

基本目標３ 子どもが個性豊かに育つ教育力づくり

施策１ 家庭・地域の「教育力」の向上

●目指すまちの姿

家庭と地域が一体となって、

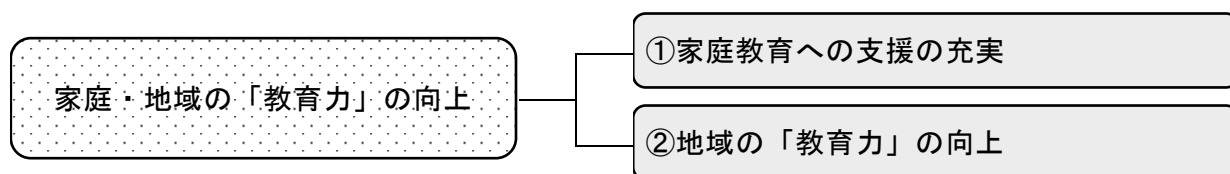
子育てを推進する体制を実現しています。

●施策の方向

子どもたちにとって、家庭での教育は全ての教育の出発点であり、子どもの成長の上で非常に大きな役割を担っています。また、近年の度重なる青少年の凶悪犯罪や、いじめ、不登校等、青少年をめぐるさまざまな問題の背景として、地域のつながりの希薄化や、子育てについて学ぶ機会の減少などによる、地域や家庭の「教育力の低下」があるともいわれています。

子育てや家庭を支える地域環境が変化していることから、本市では家庭教育に関する知識を普及するための講座や、地域の人材や自然を生かした異年齢・世代間の交流の場を創出するような取組を推進します。

●施策体系



●具体的な施策

施策名	事業内容	関係課
①家庭教育への支援の充実	◇家庭の「教育力」の向上を図るため、小中学生の子どもがいる親を対象とした「家庭教育学級」を、ボランティアやNPOと連携しながら定期的に行います。また、父親の参加などを促進することで、より一層の知識の普及に努めます。 ◇地域子育て支援拠点で実施している「育児講座」を継続し、乳幼児の救急に関する知識の啓発や「親子体操」などを実施します。 ◇親が学ぶ講座や、親子で楽しんで学べる講座、リフレッシュ講座等、多様なテーマで講座を実施します。 ◇各教室で妊娠・出産・育児についての講話を行い、育児に関する知識の普及、事故防止についての啓発を実施します。	健康増進課 子育て支援課 いきいき教育課
②地域の「教育力」の向上	◇「ウイークエンドいきいき体験活動事業」の一環として、自然環境の活用や、人と自然との関わり、農業などを学びつつ、異年齢・世代間の交流の場としてプログラムの提供に努めます。 ◇「環境学習会」を開催し、課外学習を通じた体験・見学などを行い、環境やエネルギーの問題、リサイクルについて学ぶ機会を提供します。 ◇教育環境の整備を行い、ペアーズバンクに登録した地域の人材が指導者として活躍できるような体制の確立に努めます。 ◇ペアーズバンクに登録している地域の人材、団体に「ウイークエンドいきいき体験活動事業」や公民館の講座などの講師として活躍してもらいます。 ◇「緑のカーテン」事業の一環として、家庭に苗木等の提供及び、緑のカーテン活用講座の実施などを行い、地球温暖化に対する市民の意識啓発を図ります。 ◇家庭・地域・学校・行政が同じ目標を持って協働するために考案された「白岡アクションプラン」の趣旨に基づき、家庭・地域・学校・行政が有機的に連携して子育てができるよう、市が関係機関との調整を図り、推進団体の育成・支援に努めます。 ◇「白岡アクションプラン」の趣旨に基づいて設立された、「町ぐるみん白岡¹」の活動の支援と周知を行います。	環境課 いきいき教育課 学び支援課

¹ 町ぐるみん白岡…町ぐるみによる子育ての実現に向けて、地域の子育て意識の向上や家庭・地域・学校の連携を深めるような取組を行っている団体のこと。

施策２ 就学前教育の充実

●目指すまちの姿

就学前の教育を大事にし、子どもの将来の基礎を培います。

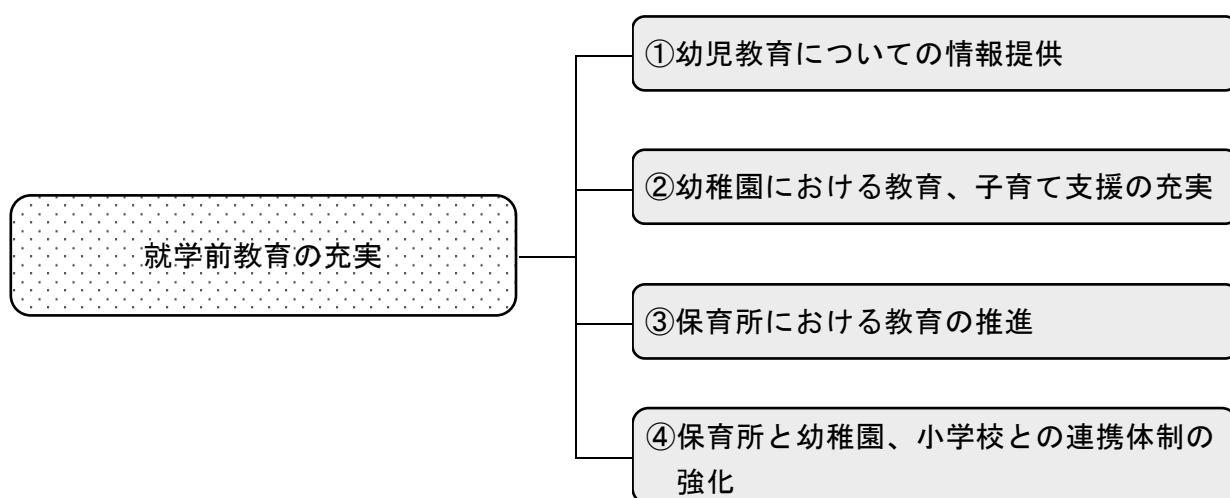
●施策の方向

幼児期における教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、就学前児童に対するさまざまな教育の充実が求められています。

本市では、豊かな心や思考力、好奇心・道徳心などの芽生えを育む場として、保育所・幼稚園などの子育て支援の充実が求められており、施設の整備、教育の充実、家庭の経済的負担の軽減などを推進します。

また、保育所・幼稚園と小学校の連携体制を強化し、幼児がすぐに小学校生活に馴染めるような円滑な就学の実現を図ります。

●施策体系



●具体的な施策

施策名	事業内容	関係課
① 幼児教育についての情報提供	◇市広報紙やチラシ、ホームページ、パンフレット、子育て支援ガイドブック等を通じて、市内幼稚園の情報など幼児教育・就学前教育に関連する情報提供を行います。	子育て支援課
② 幼稚園における教育、子育て支援の充実	◇幼児教育の振興や施設の整備などを市内の私立幼稚園を対象に行います。 ◇幼児教育無償化事業を行うことで、幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担の軽減を図ります。	教育総務課 保育課
③ 保育所における教育の推進	◇保育所における教育について、研究・検討を行い、更に内容の充実に努めます。 ◇職員の研修を充実させ、その資質の向上に努めます。	保育課
④ 保育所と幼稚園、小学校との連携体制の強化	◇全体会議や各学校での会議を実施することで、新入学児童についての保育士と教員の話し合いの場を提供し、連携強化を図ります。 ◇子どもの育ちを支える資料（保育所児童要録）を学校に継続的に送付します。 ◇就学に向けて、園ごとに小学校への見学を行い、小学生との交流などを図ります。	教育指導課 保育課

施策3 学校教育の充実

●目指すまちの姿

学校を通して、子どもが豊かに育つまちが実現しています。

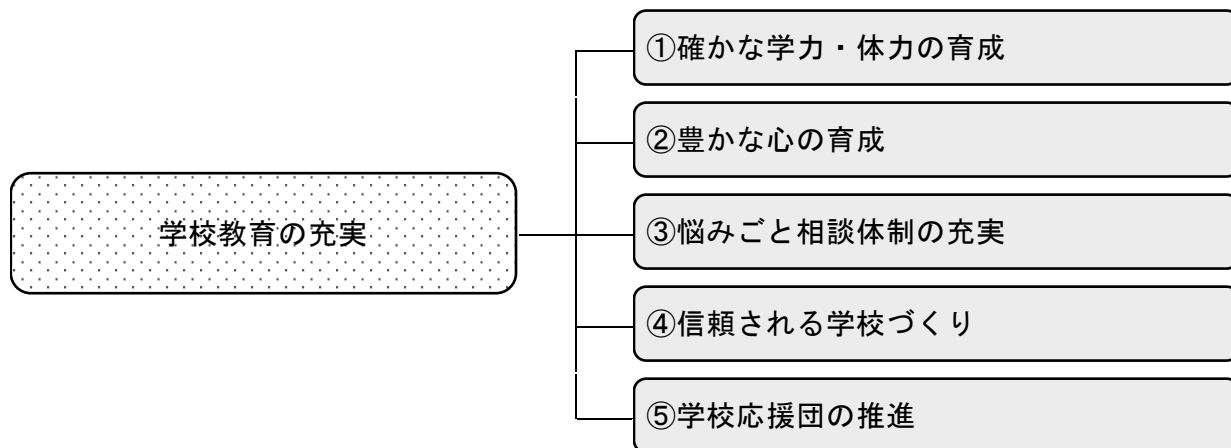
●施策の方向

学校は、子どもたちがさまざまなことを学びながら生活の大半の時間を過ごす場所であり、そのような場で行われる教育については、質の向上が求められています。また、近年の教育機関は、学力以外を培う場所としても期待されており、児童・生徒の「心の教育」の充実や、自然環境に関心を持つための、「環境教育」に取り組む必要があります。

また、学校に子どもを預ける保護者が安心できるよう、開かれた学校として情報の公開、学校環境の整備・保全のほか、子どもや保護者の悩みを解消するための相談体制を充実する必要があります。

本市では、個人に合った学習の充実や、豊かな心の育成、「さわやか相談員」やスクールカウンセラーによる相談体制の充実、学校公開やPTA行事を通じて開かれた学校づくりを推進します。

●施策体系



●具体的な施策

施策名	事業内容	関係課
① 確かな学力・体力の育成	◇教育指導補助員、教科指導の充実のための加配教員を適宜学校に配置することで、少人数指導を実施するとともに、個に応じた学習の充実に努めます。 ◇各小・中学校において、あいさつ運動などを行い、優しさと思いやりのある豊かな心の醸成を目指します。 ◇エコライフDAYなどを実施し、自然を愛し、環境のあり方に関心を持つ児童・生徒の育成を図ります。 ◇児童・生徒の部活動などを通し、健やかな身体の育成や自発性・自主性の向上を推進します。	教育指導課
② 豊かな心の育成	◇学校教育全体を通して道徳教育の充実を図るとともに、体験活動での人々との関わり合いを通して、「心の教育」の充実に努めます。	教育指導課
③ 悩みごと相談体制の充実	◇不登校児童・生徒などの支援を行う教育支援センターにおいて、児童の悩みごとの相談体制や、学校への復帰や社会的自立に向けたサポートの充実を図ります。 ◇中学校に「さわやか相談員」やスクールカウンセラーを配置し、人間関係や進路などさまざまな相談に対応します。 ◇小学校に相談室を配置し、電話や面談による相談を受け付けます。 ◇教育委員会に設置されている教育相談室で、保護者からの教育相談、就学相談、先生方の教育相談などに対応します。 ◇教育相談室や教育支援センターなどが連携し、不登校などの相談に対応します。	教育指導課
④ 信頼される学校づくり	◇学校運営協議会の設置や学校評議員制度、学校公開、PTA行事を実施し、開かれた学校づくりに努めます。 ◇授業公開期間、市広報紙やホームページを積極的に活用するなど、保護者や地域住民に学校を知ってもらうとともに、地域住民との協働による活動や、市の行事への積極的な参加を促し、地域・学校・家庭の連携を強化します。 ◇各学校において、定期的に施設整備の点検を行い、安全・安心や防犯の一層の充実を図ります。	教育指導課
⑤ 学校応援団の推進	◇学校応援団づくりを推進し、各校学校応援団の交流や、日々の教育活動の強化、児童・生徒の見守りを行い、地域の教育力の積極的な活用を図ります。	教育指導課

施策4 次代の親の育成

●目指すまちの姿

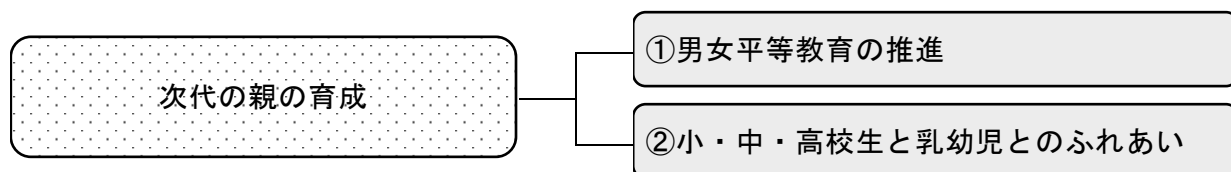
次代の親を育むまちが実現しています。

●施策の方向

子どもが成長して、家庭を持ち、親となり、自立した生活が送れるよう、子どもの頃から次代の親としてのあり方を身につけさせる必要があります。

本市でも、学校教育を通じた人権意識の啓発、男女平等教育の実行や、乳幼児とのふれあい強化による経験の拡充・理解の醸成を図り、次代の親である子どもを育む体制を整えます。

●施策体系



●具体的な施策

施策名	事業内容	関係課
①男女平等教育の推進	◇学校の全教育活動を通して、人権教育や道徳、男女平等教育などを行い、生徒の意識の醸成を図ります。 ◇学校生活の中で、必要以上に男女を区別することなく、平等になるよう配慮を行います。 ◇小学校に支援相談員、中学校にさわやか相談員を配置し、男女の問題に関する悩みごとを抱える保護者や児童・生徒のための教育相談体制の充実を図ります。 ◇学校教育などにおいても、児童・生徒が性別にとらわれないように学校生活を送れる環境の整備や、男女が互いの性を理解・尊重できるような知識普及、意識の醸成を図ります。	教育指導課
②小・中・高校生と乳幼児とのふれあい	◇定期的に、小・中・高校生と乳幼児が交流するような行事の企画や、卒園児の行事への招待を行い、異年齢交流を図ります。 ◇異年齢のふれあいを実現するべく、教科の授業や中学生社会体験チャレンジ事業などで保育所や幼稚園への訪問を実施します。 ◇高校生の夏休みボランティアの保育所による受け入れを継続します。 ◇児童館における日常的な異年齢交流を、児童館まつり、小中学生を対象とした事業などを通して促進します。	教育指導課 子育て支援課 保育課

基本目標 4 子育て家庭が住みよい地域づくり

施策 1 地域子育て支援の充実

●目指すまちの姿

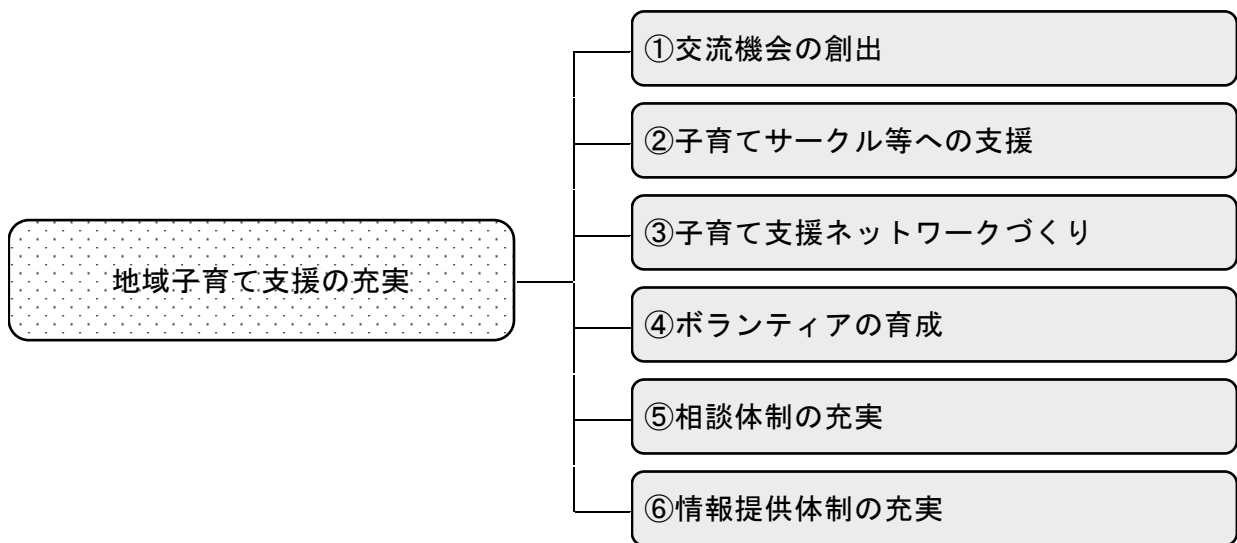
地域全体で育児と家庭を支えるまちが実現しています。

●施策の方向

近年は、家庭や地域の子育て支援力の低下が課題とされています。乳幼児を抱えた夫婦が周囲と適切な関係を築けない、支援を受けられないなどの場合に、育児に対して孤立感や疲労感を抱くほか、状況によって育児ノイローゼや児童虐待の原因ともなりかねません。

本市では、地域の中に子育てに取り組む団体が幾つか存在するため、それらの連携を通じて、親子のふれあい、異年齢・異世代間の交流、他の家庭とのコミュニケーションの促進を図ります。

●施策体系



●具体的な施策

施策名	事業内容	関係課
①交流機会の創出	◇地域子育て支援拠点などにおける遊びの指導や育児講座を通じて、手遊びやふれあい遊び、制作等を実施し、親子が共に育つ場づくりを充実します。 ◇図書館で各種おはなし会、親子への読書案内などを実施し、絵本を通した親子のふれあいや、親同士のコミュニケーションの場を提供するよう努めます。 ◇児童館における各事業の中で親子、異年齢、異世代間の交流を図りながら、一人で来館しても他の来館者との仲間づくりの輪を広げられるように努めます。 ◇「ウイークエンドいきいき体験教室」などで親子や他の家庭との交流の促進を図ります。	子育て支援課 学び支援課
②子育てサークル等への支援	◇子育てサークルに対し、活動場所の提供や交流会の開催などの支援を行います。 ◇親子教室などによる仲間づくりのための事業や、母子愛育会活動への支援を継続するとともに、地域の新たな課題や活動方法についても検討します。	健康増進課 子育て支援課
③子育て支援ネットワークづくり	◇子育てサークルからなる「子育て支援ネットワーク」の推進とともに、「子育て支援ネットワーク会議」のあり方の検討や充実に努めます。 ◇保健センターなどと連携して相互派遣を行い、子育て関連講座の充実を図ります。	子育て支援課 保育課
④ボランティアの育成	◇市社会福祉協議会において、ボランティアに関する情報提供を行います。 ◇地域の子育て力を高めるため、ボランティア活動の促進に取り組むとともに、今後もボランティアの積極的な受け入れに努めます。 ◇毎月のおはなし会のミーティングや定期的な図書館ボランティア連絡会を開催し、地域と密着した図書館を目指します。	子育て支援課 学び支援課
⑤相談体制の充実	◇保健センター内の子育て世代包括支援センターを中心に電話や面談での相談体制の充実を図ります。 ◇未就学児童のいる家庭で、子育てのことについて近くに相談する人がいない方などを対象に、子育て支援センターの職員などが自宅に訪問し、相談に応じる「訪問型子育て支援」を継続し、相談体制の充実を図ります。 ◇広報、ポスター、地域子育て支援拠点だより、保健センター事業等予定表等において、相談事業の周知活動に努めるとともに、相談体制の確立を図ります。	健康増進課 子育て支援課

施策名	事業内容	関係課
⑥ 情報提供体制の充実	◇市広報紙やパンフレットなどを積極的に活用し、子育て中の親と子にさまざまな情報を提供します。 ◇保健センター内の子育て世代包括支援センターを中心に情報提供体制の拡充などを図ります。 ◇ホームページの英語表記機能により、日本語を母国語としない子どもや保護者、家庭のために、保育園、幼稚園などに関する情報を発信するとともに、コンテンツの拡充等について必要に応じて検討します。	健康増進課 子育て支援課 学び支援課 福祉課 秘書広報課

施策2 多様な保育サービスの充実

●目指すまちの姿

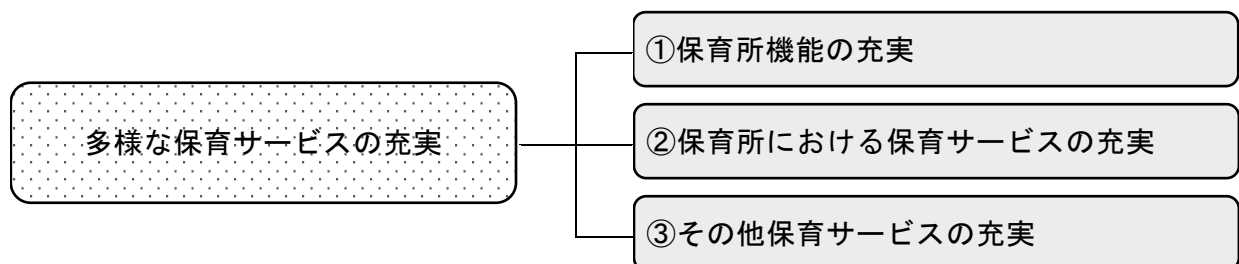
待機児童のいない、保育サービスの充実したまちが実現しています。

●施策の方向

保護者の就労形態の多様化や共働き世帯の増加などに伴い、保育所では定員を超える需要が生まれ、待機児童が発生しています。また、核家族化やひとり親世帯の増加などにより、保育ニーズは多様化しています。

保護者が安心して働き続けられるためにも、待機児童を解消するとともに、保育の質の確保を図り、子どもたちが健やかに成長できる環境整備を図ります。

●施策体系



●具体的な施策

施策名	事業内容	関係課
①保育所機能の充実	◇待機児童解消を目的とした、認可保育所の定員増や弾力化、低年齢児童を中心とする受け入れ枠の拡大・推進を図ります。 ◇保護者が安心して児童を預けられるよう、国基準より多く職員を配置するなどして、保育所機能の充実に努めます。 ◇人材、設備等を整備し、障がい児の受け入れが可能な体制を推進します。	保育課
②保育所における保育サービスの充実	◇現行の通常保育や延長保育、一時保育¹の実施を継続するとともに、需要に応じて延長保育時間の更なる延長や休日・夜間保育の実施について検討します。 ◇必要に応じて、保育所で障がい児保育²を実施します。 ◇保育所内外における安全点検や、外部からの不審者などの侵入防止に向けた訓練など、事故や事件、けがの防止に努めます。 ◇年間を通して行う定期的な防災・避難訓練や、紙芝居などを通して子どもたちへの啓発活動などを通して、知識の普及を図ります。 ◇有事の際に備えた、保険証番号や血液型などを記録した個々人の防災カードの作成の推進と、活用体制の確立を図ります。 ◇不審者対策など、職員向け防犯マニュアルに基づき安全保育を周知するとともに、有事の際の子どもたち自身の対応力を伸ばすような訓練を実施します。 ◇定期的に研修や会議を実施し、職員の資質の向上を図ります。 ◇保育所の保育サービスに対する利用者のニーズ調査を実施し、対応するとともに、第三者評価の受け入れについて検討します。	保育課
③その他保育サービスの充実	◇ファミリー・サポート・センターについては、定期的な入会説明会や臨時の入会説明会を行うなどして、継続的な協力会員の増員に努めます。 ◇病児や病後児の一時保育を行う「緊急サポートセンター事業」を継続し、推進します。 ◇家庭保育室と連携を図ることで、保育サービスの充実・周知に努めます。	子育て支援課 保育課

¹ 一時保育…短期的な就労、病気や冠婚葬祭、私的な理由などにより一時的に保育ができない場合に、保育園で一時的に保育をする事業のこと。

² 障がい児保育…障がい児と健常児とを一緒に保育する総合保育のこと。

施策3 子育て家庭に対する経済的支援の充実

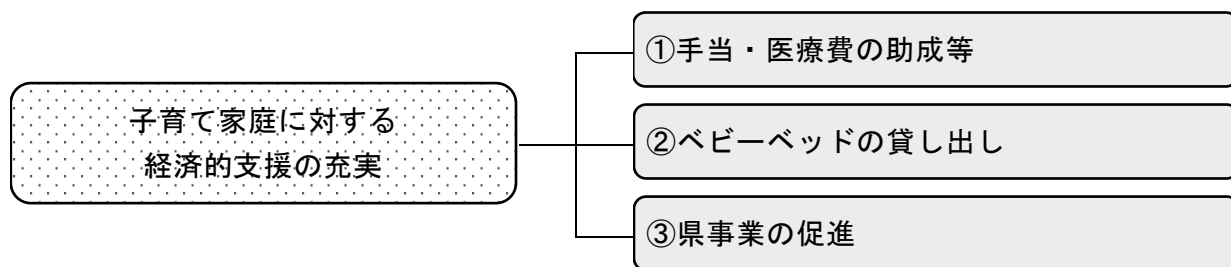
●目指すまちの姿

子育て家庭への経済的負担を軽減するまちが実現しています。

●施策の方向

妊娠、出産、子育てに必要な費用は、医療、保育、教育等多分野にわたっていることから、本市では、次世代の社会を担う子どもの健やかな成長と、子育て家庭に対する負担を軽減するため、各種手当や医療費の助成、ベビーベッドの貸し出しなどを行い、経済的な支援を実施します。

●施策体系



●具体的な施策

施策名	事業内容	関係課
①手当・医療費の助成等	◇「児童手当」、「こども医療費」及び「ひとり親家庭等医療費」について、対象者への支給を継続します。	子育て支援課
②ベビーベッドの貸し出し	◇乳児の健やかな成長を支援するべく、申請者に対して適切なベビーベッドの貸し出しを行い、育児をする家庭の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
③県事業の促進	◇埼玉県が実施している「パパ・ママ応援ショップ」子育て家庭優待事業をより利用しやすくするため、希望者に対して適宜優待カードの配布、スマートフォンアプリの周知、協賛店舗の拡大・充実を図ります。	子育て支援課

施策4 働きながら子育てできる地域づくりの充実

●目指すまちの姿

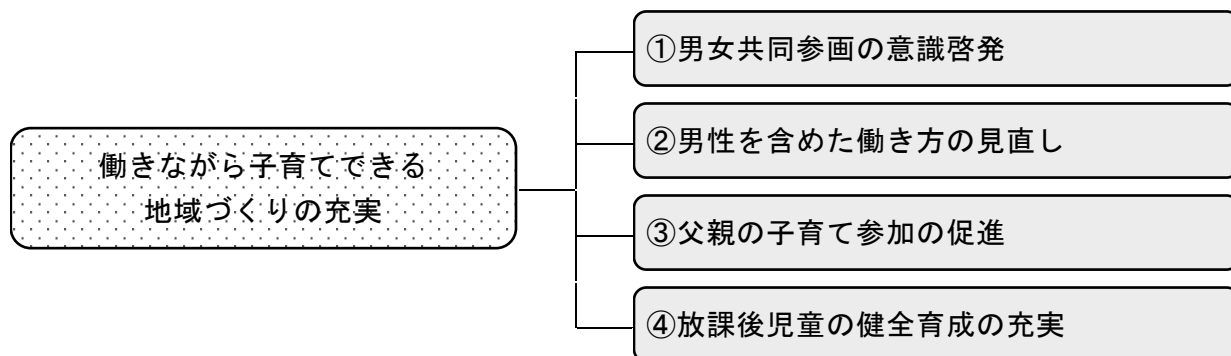
みんながワーク・ライフ・バランスを保って生活しています。

●施策の方向

近年はワーク・ライフ・バランスの考え方に関心が集まっており、育児・就労・家事・介護・地域生活等をバランス良く行うことができる体制づくりが求められています。それぞれを無理なく行うためには、男女平等参画意識の啓発や、男女それぞれの働き方の見直し、放課後児童の受け入れなどを通して、女性の社会進出、男性の育児参加、児童の健全育成等を地域全体で支えていく必要があります。

本市では男女の平等、女性の社会進出、男性の家事・育児参加などをテーマにした講座やセミナーの実施、広報紙による情報の発信等を行います。

●施策体系



●具体的な施策

施策名	事業内容	関係課
①男女共同参画の意識啓発	◇男女の平等や相互の協力についての学習や講座、セミナーなどを充実させ、男女共同参画の考え方や、男性の家事・育児参加についての啓発を推進します。 ◇男女共同参画の意識啓発を図るため、しらおか男女共生広報紙「ハーブティ」の発行や、参画ステップアップ講座、又は男女共生セミナーを開催します。 ◇社会的性別（ジェンダー）などの固定観念にとらわれず男女の多様なイメージが浸透するように、市の作成する広報紙などの表現に留意するよう努めます。	教育指導課 地域振興課
②男性を含めた働き方の見直し	◇「ワーク・ライフ・バランス」の考え方や安心して育児と就労、家事、介護、地域生活ができる環境づくりについての啓発をパンフレットの配布などを通じて行います。 ◇商工団体と連携し、女性の経営参画の推進や子育て支援に関し啓発に努めます。	子育て支援課 商工観光課 地域振興課
③父親の子育て参加の促進	◇市内の事業所などに対し、商工会や工業団地振興会などを介して、育児休業制度などの制度を十分に理解して利用するよう啓発に努めます。 ◇労働者や事業主の意識改革を促進するため、各種制度に関するパンフレットの配布や親子クラブの実施などを行い、父親の子育て参加の場の提供を行います。 ◇父親と子どもとが楽しんで参加できるような事業の開催、両親学級などで父親向けの話やDVDの視聴を通じた、子育てに参加する父親の意識を高め、父親の育児参加を促進します。	健康増進課 子育て支援課 いきいき教育課 地域振興課
④放課後児童の健全育成の充実	◇施設の増築や余裕教室の利用、弾力化定員等について勘案しながら、放課後児童クラブ（学童保育所）の定員の拡大を図ります。 ◇放課後児童指導員について、有資格者を配置するべく、放課後児童支援員認定資格研修への参加を推進します。 ◇保護者との調整を行いながら、必要に応じて障がいのある児童の受け入れを図ります。 ◇放課後などに小学校の余裕教室などを活用し、子どもが安心して活動できる場を提供することを目的に、新たに、放課後子供教室の開設を検討します。	保育課 いきいき教育課

第3章 子ども・子育て支援事業の推進

1 子ども・子育て支援事業とは

子ども・子育て支援新制度による事業は、「教育・保育施設及び地域型保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」の二つに分かれます。本章では、これらの事業の需要量の見込みや、確保の方策、提供区域の設定等について定めます。

(1) 教育・保育施設及び地域型保育事業について

子ども・子育て支援新制度に基づいて利用できる教育・保育施設には、認定こども園、幼稚園、保育所（「施設型給付」）があるほか、乳幼児を預かる地域型保育事業として小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業（「地域型保育給付」）があります。利用するには、市から認定を受ける必要があり、認定の区分によって利用できる施設・事業が異なります。

図表 認定区分と提供施設

	1号	2号	3号
認定区分	3～5歳 幼児期の学校教育のみ	3～5歳 保育の必要性あり	0～2歳
提供施設	●幼稚園 ●認定こども園	●認定こども園 ●保育所	●認定こども園 ●保育所 ●地域型保育事業

図表 教育・保育施設及び地域型保育事業の概要

	施設・事業	事業概要
教育・保育施設	幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設
	認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設
	保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
地域型保育事業	家庭的保育事業（保育ママ）	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）、0～2歳児を対象にきめ細かな保育を行う事業
	小規模保育事業	少人数（定員6～19人）、0～2歳児を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う事業
	事業所内保育事業	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもを対象に保育する事業
	居宅訪問型保育事業	障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅において1対1で保育を行う事業

(2) 地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業とは、市が地域の実情に応じ、子ども・子育て支援事業計画にしたがって実施する以下の事業です。

図表 地域子ども・子育て支援事業一覧

事業名	量の見込み・確保の方策
○利用者支援事業	量の見込み・確保の方策を設定する項目
○地域子育て支援拠点事業	
○妊婦に対する健康診査	
○乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	
○養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	
○子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	
○ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	
○一時預かり事業	
○延長保育事業	
○病児保育事業	
○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
○実費徴収に係る補足給付を行う事業	量の見込み・確保の方策を設定しない項目
○多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	

(3) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育施設及び地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業の提供に当たって、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案して、教育・保育提供区域を設定する必要があります。

本市においては、1か所で全市的な利用ニーズに対応している事業などもあることから、効率的に資源を活用できるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全市）と設定し、地域のニーズに応じた教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の整備に努めます。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策及び実施時期

①教育施設

1号認定（3～5歳かつ幼児期の学校教育を希望）を受けた子どもに対して、幼稚園又は認定こども園において幼児期の学校教育を提供するものです。

＜量の見込みと確保方策＞

教育の提供体制については、令和元年度現在、定員1,060名（私立幼稚園4園）となっています。

■量の見込み及び確保方策

（単位：人／年）

	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	1号	2号	合計	1号	2号	合計	1号	2号	合計
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①量の見込み （必要利用定員総数）	760	99	859	750	97	847	750	97	847
②確保 方策	幼稚園 認定こども園		1,060			1,060			1,060
②－①									

	令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	合計	1号	2号	合計
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①量の見込み （必要利用定員総数）	755	98	853	743	96	839
②確保 方策	幼稚園 認定こども園		1,060			1,060
②－①						

※平成30年度白岡市子育て支援についてのアンケート調査結果を基にニーズ量を算出し、補正した数値を「①量の見込み」として記載しています。

②保育施設

保護者が就労などを理由として、昼間に児童の保育を行うことができない場合に、保育所などで保護者の代わりに保育を行うことで、保護者の就労と子育ての両立を支援するものです。

<量の見込みと確保方策>

保育の提供体制については、認可保育所や地域型保育所の整備により、量の見込みに対応した提供体制の確保に努めます。また、多様化する保育ニーズに対応するため、利用者ニーズを把握しながら、定員の弾力化などで対応するとともに、認可保育所による定員増や各種の保育事業との連携を図り、増加する未満児保育¹や一時保育などへの対応を進めます。

■量の見込み及び確保方策

(単位：人／年)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		433	52	306	435	54	299	429	56	299
②確保 方策	認定こども園 保育所	346	29	152	400	35	182	400	35	182
	地域型保育事業		21	93		21	93		21	93
②－①		▲87	▲2	▲61	▲35	2	▲24	▲29	0	▲24

		令和5年度			令和6年度		
		2号	3号		2号	3号	
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		432	58	299	425	59	299
②確保 方策	認定こども園 保育所	400	35	182	454	41	212
	地域型保育事業		21	93		21	93
②－①		▲32	▲2	▲24	29	3	6

※平成30年度白岡市子育て支援についてのアンケート調査結果を基にニーズ量を算出し、補正した数値を「①量の見込み」として記載しています。

¹ 未満児保育…3歳未満の乳幼児を対象とした保育のこと。また、年度内に3歳を超えた場合であっても、年度末日（3月31日）までは継続して未満児として扱う。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策及び実施時期

①利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。

<量の見込みと確保方策>

利用者支援事業（母子保健型）については、妊娠・出産・育児に関する相談、悩みなどに対し、切れ目なく支援するため、白岡市保健センター内の子育て世代包括支援センターにおいて対応します。

■量の見込み及び確保方策

（単位：か所／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み （母子保健型）	1	1	1	1	1
②確保方策 （母子保健型）	1	1	1	1	1
過不足②－①	0	0	0	0	0

②延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、保育所などで保育を実施する事業です。

<量の見込みと確保方策>

令和元年度現在、13か所で実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。引き続き、利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。

■量の見込み及び確保方策

（単位：人／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	336	334	332	333	330
②確保方策	641	731	731	731	821
過不足②－①	305	397	399	398	491

※平成30年度白岡市子育て支援についてのアンケート調査結果を基にニーズ量を算出し、補正した数値を「①量の見込み」として記載しています。

③放課後児童クラブ（学童保育所）

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童に対し、授業終了後に小学校の余裕教室や専用施設などで、適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業です。

<量の見込みと確保方策>

令和元年度現在、9か所で実施していますが、令和2年度以降各小学校において適切な提供体制の確保に努めます。

■量の見込み及び確保方策

（単位：人／年）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	201	205	214	221	228
	2年生	169	173	179	185	191
	3年生	155	160	166	170	177
	4年生	83	86	89	92	95
	5年生	25	26	27	28	29
	6年生	12	13	13	14	14
②確保方策		567	567	627	687	747
過不足②－①		▲78	▲96	▲61	▲23	13

※過年度の利用実績及び埼玉県が取りまとめた県内市町村の放課後児童クラブの推計値に基づき算出しています。

④子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者が、疾病や疲労など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難となった場合に、市が委託する児童養護施設などの保護が適切に行うことができる施設において、宿泊を伴う預かりを行う事業です（原則7日以内）。

<量の見込みと確保方策>

利用者のニーズが少ないですが、状況を見ながら提供体制の確保の検討に努めます。

■量の見込み及び確保方策

（単位：人日／年）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		7	7	7	7	7
②確保方策		7	7	7	7	7
過不足②－①		0	0	0	0	0

※過年度の利用実績に基づき算出しています。

⑤地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流の場を提供し、育児相談等を行う事業です。

<量の見込みと確保方策>

令和元年度現在、4か所で実施しており、乳幼児期の親子の交流や育児相談の拠点として重要な事業であるため、利用者のニーズに応えながら、より利用しやすい運営形態及び提供体制の確保に努めます。

■量の見込み及び確保方策

(単位：人回／月)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5,156	5,082	5,077	5,077	5,061
②確保方策	5,156	5,082	5,077	5,077	5,061
過不足②－①	0	0	0	0	0
実施か所数	4	4	4	4	4

※平成30年度白岡市子育て支援についてのアンケート調査結果を基にニーズ量を算出し、補正した数値を「①量の見込み」として記載しています。

⑥一時預かり事業（幼稚園在園児）

保護者が仕事、疾病、用事等の理由によって、家庭において保育することが一時的に困難となった園児を対象として、主として日中に幼稚園内で一時的な預かりを行う事業です。

<量の見込みと確保方策>

令和元年度現在、4か所で実施しており、共働きの幼稚園利用の家庭（2号認定の教育利用希望が強い家庭）が今後も一定数見込まれることから、更なる提供体制の確保に努めます。

■量の見込み及び確保方策

(単位：人日／年)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量 の 見 込 み	1 号認定に よる利用	11, 670	11, 722	11, 555	11, 634	11, 450
	2 号認定に よる利用	25, 823	25, 823	25, 823	25, 823	25, 823
②確保方策		37, 493	37, 545	37, 378	37, 457	37, 273
過不足②－①		0	0	0	0	0

※平成30年度白岡市子育て支援についてのアンケート調査結果を基にニーズ量を算出し、補正した数値を「①量の見込み」として記載しています。

⑦一時預かり事業（幼稚園在園児以外）

保護者が仕事、疾病、用事等の理由によって、家庭において保育することが一時的に困難となった乳幼児を対象として、主として日中に保育所などで一時的な預かりを行う事業です。

<量の見込みと確保方策>

令和元年度現在、保育所による一時保育を2か所、ファミリー・サポート・センターを1か所で開催していますが、今後の新たなニーズに対応することを含め、提供体制の確保に努めます。

■量の見込み及び確保方策

（単位：人日／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	7,896	7,896	7,896	7,896	7,896
②確保方策					
一時預かり（保育園）	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
ファミリー・サポート・センター事業	696	696	696	696	696
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	0	0	0	0	0
過不足②－①	0	0	0	0	0

※平成30年度白岡市子育て支援についてのアンケート調査結果を基にニーズ量を算出し、補正した数値を「①量の見込み」として記載しています。

⑧病児保育事業

保育を必要とする乳幼児等が、病気で集団保育が困難な期間、保育所・診療所などの施設において保育を行う事業です。

<量の見込みと確保方策>

令和元年度現在、実施していませんが、緊急サポート事業（病児対応型）により、今後の見込み量に対し、提供体制の確保に努めます。

■量の見込み及び確保方策

（単位：人日／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	240	240	240	240	240
②確保方策	240	240	240	240	240
過不足②－①	0	0	0	0	0

※過年度の利用実績に基づき算出しています。

⑨ファミリー・サポート・センター事業（就学児）

児童の預かり、送迎時の支援などを受けることを希望する者（依頼会員）と、支援を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

<量の見込みと確保方策>

令和元年度現在、1か所で実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は確保できている状況です。

■量の見込み及び確保方策

（単位：人日／週）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	13	13	13	13	13
②確保方策	13	13	13	13	13
過不足②－①	0	0	0	0	0

※平成30年度白岡市子育て支援についてのアンケート調査結果を基にニーズ量を算出し、補正した数値を「①量の見込み」として記載しています。

⑩乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を対象に保健師等が訪問し、子育ての孤立防止を図るとともに、不安や悩みへの助言を行うなどによって子育て支援を実施する事業です。

<量の見込みと確保方策>

該当年度の0歳児人数（推計）を量の見込みとしています。保健師などが訪問しており、今後の見込み量に対する提供体制は確保できている状況です。

■量の見込み及び確保方策

（単位：人／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	392	393	393	392	389
②確保方策	392	393	393	392	389
過不足②－①	0	0	0	0	0

⑪養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援が特に必要とされる家庭を対象に家事などの養育能力を向上させるための支援や相談支援を行う事業です。また、要保護児童対策地域協議会との連携を図ります。

<量の見込みと確保方策>

養育支援訪問事業などについては、現状実績がないため、必要に応じ対応します。

■量の見込み及び確保方策

(単位：人／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
過不足②－①	0	0	0	0	0

⑫妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

<量の見込みと確保方策>

翌年度の0歳児人数(推計)を量の見込みとしています。妊娠届を出した妊婦に対して、妊娠中の母と子の一貫した健康管理を行うため、実施しており、提供体制は確保しています。

■量の見込み及び確保方策

(単位：人／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	393	393	392	389	387
②確保方策	393	393	392	389	387
過不足②－①	0	0	0	0	0

4 放課後の活動支援（新・放課後子ども総合プラン）

全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備を推進するため、「新・放課後子ども総合プラン」で示された各項目を基に、目標事業量や実施計画、方策を検討し、以下のように推進していきます。

（１）目標事業量及び実施計画について

令和３年度までに１校での実施を検討していきます。

■一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の令和５年度に達成されるべき目標事業量

（単位：校数／年）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
学校数	6	6	6	6
実施校	0	1	1	1
開設割合	0%	17%	17%	17%

（２）放課後児童クラブ及び放課後子供教室の推進に関する方策について

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の円滑な推進に向けて、以下のような方策のもと、各種取組を推進していきます。

- ◇放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携の実現に向けて、検討を進めていきます。
- ◇小学校の余裕教室などを放課後児童クラブ及び放課後子供教室へ活用するため、学校関係者との連携を図ります。
- ◇放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施について、いきいき教育課と現状や課題等について共有し検討を進めていきます。
- ◇特別な配慮を必要とする児童への対応として、施設のバリアフリー化を検討します。
- ◇地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長の必要性について検討していきます。
- ◇各放課後児童クラブは、単に保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることから、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るためにも、地域の方と交流する機会などについて検討します。
- ◇放課後児童クラブは子どもの健全な育成を図る場であり、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る役割を担っていることについて、ホームページなどを用いて利用者や地域住民に周知を図ります。

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 計画の周知

本計画では、家庭を基本としつつも、安心して子どもを産み、「子育てが楽しい」と感じ、子どもが心豊かに成長できる地域を、行政や市民、企業などが一体となって推進することを目指しています。

そのため、家庭、地域、企業等による市民などの主体的かつ積極的な取組を促進するため、市ホームページへの掲載、概要版の作成・配布などを行い、本計画の周知に努めます。

(2) 適切な役割分担による計画の推進

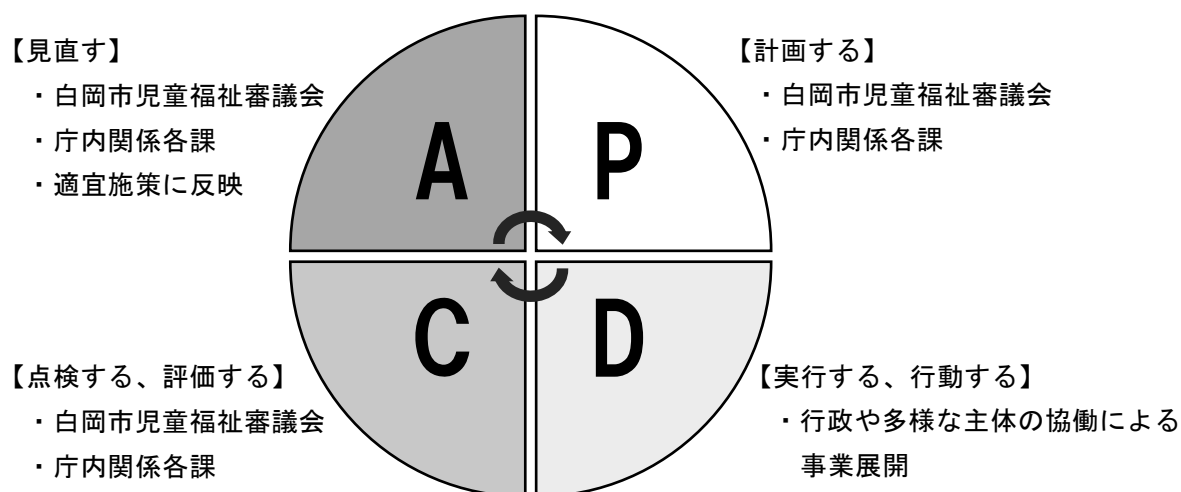
本計画を効率的かつ効果的に推進するためには、行政だけでなく、多様な主体による協働が必要です。そこで、家庭や地域、各種団体、関係機関等の役割を明確にし、それぞれの連携体制を強化することで、地域ぐるみの子育て支援体制を整備し、こどもの未来をみんなでつくることができるよう努めます。

本計画が掲げる目標像「みんなで頑張（つく）る こどもの未来」を実現するためにも、各主体に期待される役割は、次のとおりとなります。

主体項目	内容
家庭	子どもが健やかに成長するための、第一義的な責任を負っています。そこで、地域や行政の手を借りながら、愛情を注いで子どもを育てていくよう努めます。
地域	子どもは、子ども同士や地域の人々との関わりの中で社会性などを獲得していきます。このため、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等に関わらず、全ての子どもが心豊かに成長できるよう、地域全体で見守りや支援を行います。
行政	以下のような方向性で施策を展開します。 ①保育、保健、児童の健全育成、教育等の施策を積極的に推進します。 ②地域全体で子育てに取り組むことの重要性について地域住民の意識啓発を行い、各種行事などでの地域における子育ての取組を支援します。 ③子どもの人権、発達、子育て等について広く情報提供を行い、地域の子育て環境の整備を進めます。
各種団体	福祉課題が多様化・複雑化する中で、地域社会の中のさまざまな団体による見守りや支援が重要となっています。各種団体はお互いに連携を取りながら、子育てしやすい地域づくりや、子どもが心豊かに成長できるよう、各種取組を推進することが必要です。
関係機関	全国各地で発生している大規模災害や情報化の進展など、子どもに関わる問題も大きく変容しています。児童相談所、保健所、医療機関、警察などの専門機関と連携を密に図り、子どもと子育て家庭を包括的に支えていくよう努めます。

（３）白岡市児童福祉審議会による計画の進行管理

本計画を着実に推進していくためにも PDCA サイクルに基づき計画の進行管理を行います。このためにも、白岡市児童福祉審議会において、計画に基づく施策の進捗状況や計画全体の成果について、点検・評価を行います。また、保育などの総合的な提供や待機児童の解消、更には地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実に向け、子育て家庭や各種団体などの子育て当事者の意見の反映をはじめ、必要に応じて計画の見直しを図ります。



（４）計画の推進に係る成果指標

第５次白岡市総合振興計画に掲げた関連成果指標を本計画における成果指標とし、市の上位計画との整合性を図ります。また、本計画の期間中に策定される第６次白岡市総合振興計画においても、本計画との整合を取りながら成果指標を設定するよう努めます。

指標名	単位	実績値 平成 27 年度	目標値 令和 3 年度
放課後児童クラブ定員数	人	340	420
保育所待機児童数	人	13	0
出生率 (人口千人に対する年間出生数)	人	8.2	10 以上
働きながら子育てがしやすいと感じている人の割合	%	11.8 (将来設計に関するアンケート調査)	20 以上





III 資料編

資料 1 白岡市児童福祉審議会条例

（設置）

第 1 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 8 条第 3 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、白岡市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、児童福祉に関する事項及び子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 16 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 児童福祉関係者
- （2） 教育関係者
- （3） 保育関係者
- （4） 学識経験者
- （5） 子どもの保護者
- （6） 公募に応じた者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の調査権限)

第7条 審議会は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年白岡町条例第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(白岡市青少年問題協議会設置条例の一部改正)

3 白岡市青少年問題協議会設置条例（昭和56年白岡町条例第20号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

資料2 白岡市児童福祉審議会委員名簿

番号	選任区分	氏名	選任母体	備考
1	1号委員 (児童福祉関係者)	せきね きみこ 関根 公子	主任児童委員	◎会長
2		にしかわ たつお 西川 達男	埼玉県中央児童相談所	
3	2号委員 (教育関係者)	つじ ふみあき 辻 文明	白岡市小中学校校長会	
4		せきやま のりお 関山 典央	私立幼稚園 杉の子幼稚園	
5		おさき まさひろ 尾崎 正浩	私立幼稚園 白岡天使幼稚園	○副会長
6	3号委員 (保育関係者)	おき ふみあき 興 文明	私立保育園 興善寺保育園	
7		さとう なおみ 佐藤 直美	私立保育園 しらおか虹保育園	
8		はらだ ひろみ 原田 弘美	私立保育園 ピノ保育園白岡	
9		あんどう みすほ 安藤 瑞穂	私立保育園 はっぴー白岡園	
10	4号委員 (学識経験者)	すすき こ 鈴木 きよ子	白岡市母子愛育会	
11		くろす さちこ 黒須 佐智子	久喜地区更生保護女性会 白岡部会	
12	5号委員 (子どもの保護者)	ごしま よしこ 五島 佳子	幼稚園PTA	
13		といだ まみ 戸井田 真実	保育所(園)保護者会	
14		こいずみ まこと 小泉 誠	白岡市PTA連絡協議会	
15	6号委員 (公募に応じた者)	くろす さかえ 黒須 さかえ	公募委員	
16		こやの かずさと 小谷野 和悟	公募委員	

資料3 白岡市児童福祉審議会答申

令和2年2月14日

白岡市長 小島 卓 様

白岡市児童福祉審議会
会長 関根 公子

第2期白岡市子ども・子育て支援事業計画について（答申）

令和元年10月25日付け字第523号で諮問のありました、第2期白岡市子ども・子育て支援事業計画（案）については、慎重に審議した結果、妥当であるものとして答申します。

なお、第2期白岡市子ども・子育て支援事業計画の推進にあたっては、下記の事項に留意されるよう要望します。

記

- 1 児童虐待が増加しているため、出産前の妊娠期からの対応が重要であり、虐待発生の予防として、妊娠期からの支援に積極的に取り組まれない。
なお、関係部署で情報共有をし、出産前と出産後で対応が途切れないう、児童虐待の発生予防に向けた体制の構築を推進されたい。
- 2 子どもの防犯対策として、保育園、幼稚園、小中学校の通学路等に防犯カメラの設置推進を検討されたい。

資料4 計画策定までの経過

日付	項目	内容
＜平成30年＞ 10月17日（水） ～12月15日（土）	子育て支援についての アンケート調査	＜調査対象＞ 就学前児童 1,000 人、小学生 1,000 人の保護者を無作為抽出 ＜有効回収率＞ 就学前児童保護者調査 66.7% 小学生保護者調査 60.4%
＜令和元年＞ 7月13日（土）	第1回 白岡市児童福祉審議会	(1) 白岡市子ども・子育て支援事業 計画進捗状況について (2) 白岡市学童保育所保育料の改定 について (3) 「実費徴収に係る補足給付を行う 事業」の実施について
＜令和元年＞ 11月2日（土）	第2回 白岡市児童福祉審議会	(1) 白岡市児童福祉審議会会議運営 要領（案）について (2) 第2期白岡市子ども・子育て支 援事業計画（素案）について
＜令和元年～令和2年＞ 12月20日（金） ～1月20日（月）	パブリックコメントの 実施	＜結果＞ 市民コメント4件
＜令和2年＞ 2月8日（土）	第3回 白岡市児童福祉審議会	(1) 第2期白岡市子ども・子育て支 援事業計画（案）に係るパブ リックコメントの結果（案）に ついて (2) 第2期白岡市子ども・子育て支 援事業計画（案）について (3) 第2期白岡市子ども・子育て支 援事業計画答申（案）について

第2期白岡市 子ども・子育て支援事業計画
～みんなで頑^{っく}張る こどもの未来～

発行年月：令和2年3月

発 行：白岡市

編 集：健康福祉部 子ども支援課

住 所：〒349-0292

埼玉県白岡市千駄野 432

電 話：0480-92-1111



白岡市

